成田市の都市計画

2024

NARITA City Plan

目　　次

Ⅰ　都市計画の概要

都市計画法 …… 1
都市計画区域／区域区分 …… 2

Ⅱ　都市計画マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／
成田市の都市計画に関する基本的な方針／
成田市立地適正化計画／都市再開発の方針 …… 3

Ⅲ　土地利用計画

用途地域 …… 4
高度利用地区／防火地域・準防火地域 …… 5
高度地区 …… 6
生産緑地地区 …… 7
航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区 …… 8
地区計画 …… 9

Ⅳ　都市施設

都市計画道路・駅前広場 …… １０
都市高速鉄道／駐車場 …… １１
都市計画公園 …… １２
墓園／公共下水道／ごみ焼却場 …… １４
汚物処理場／教育文化施設／市場／と畜場／火葬場 …… １５

Ⅴ　市街地開発事業

土地区画整理事業 …… １６
土地区画整理促進区域／新住宅市街地開発事業 …… １７
工業団地造成事業／市街地再開発事業 …… １８

資　料

成田市の都市計画決定一覧表 …… １９
都市計画の決定権者 …… ２０
用途地域における建築物の用途制限の概要 …… ２１
成田市の都市計画のあゆみ …… ２２

Ⅰ　都市計画の概要

都市計画法

　都市計画法は、高度経済成長期におこった都市への人口集中等による無秩序な開発を防止し、計画的な市街化を図るため、昭和43年に制定され、昭和44年6月14日から施行されました。

　この法律は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、適正な制限のもとに土地の合理的利用が図られることを基本理念とし、『都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする』と第一条に明記されています。

　都市計画法は、時代の要請により幾度か一部改正が行われており、近年は、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、頻発・激甚化する自然災害の発生など、都市をめぐる社会経済状況が大きく変化してきております。一方で、都市の状況に応じた既成市街地の再構築として、防災性の向上、バリアフリー化、良好な景観の保全・形成、歩いて暮らせるまちづくり等、都市が抱える課題への対応の必要性も高まっています。

　このような中、安全なまちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じるため、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により都市計画法の一部が改正され、令和４年４月１日から施行されました。

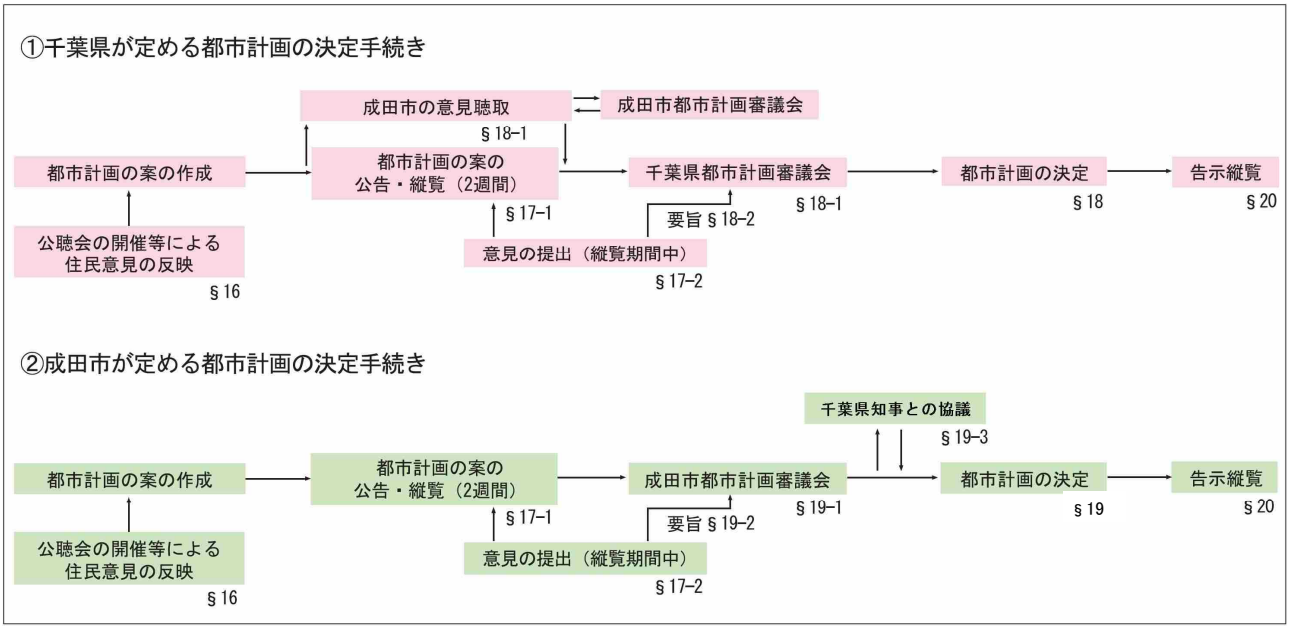

都市計画法の主な体系（§＝都市計画法における条文の番号）

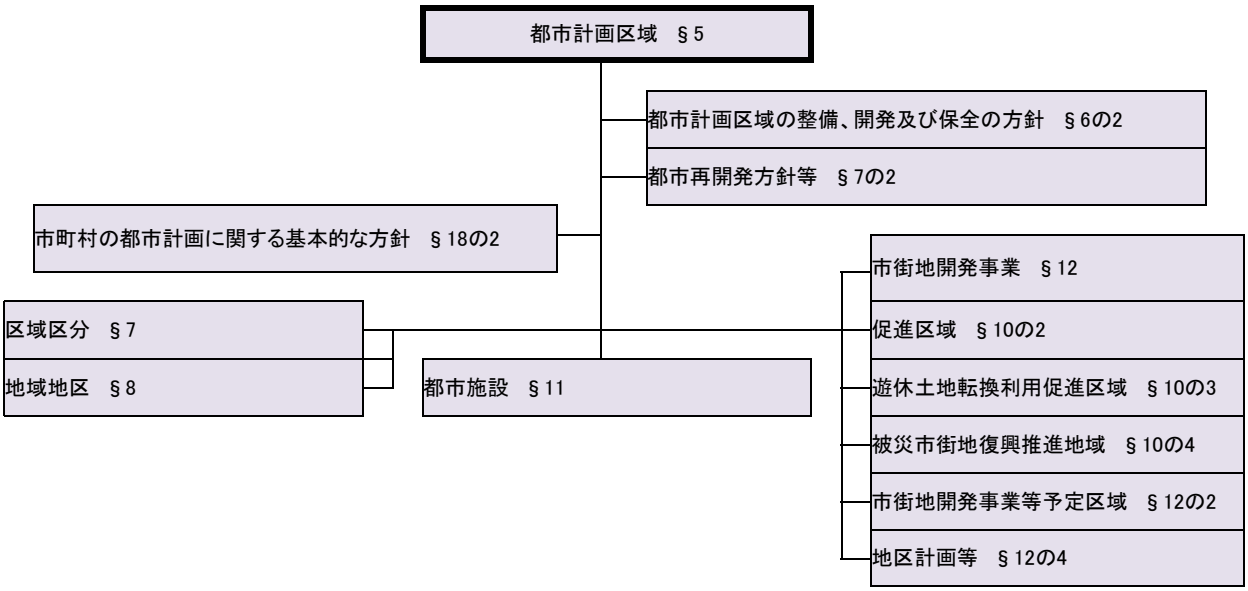

都市計画区域

都市計画区域は、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定します。

成田市は昭和29年の市制施行と同時に、当時の市全域が都市計画区域として指定されました。その後、昭和52年に印旛郡栄町、昭和54年に印旛郡富里村（現富里市）が加わり、全体で21,764haの広域都市計画区域となりました。

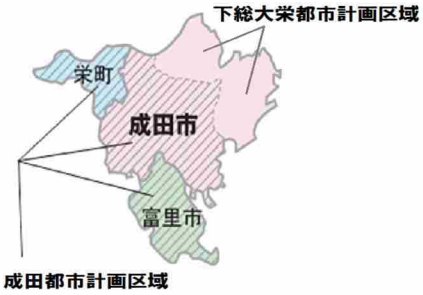

平成18年3月には、香取郡下総町、大栄町と合併し、新しい成田市が生まれましたが、両町は非線引きの都市計画区域であったこともあり、都市計画区域の変更は行われませんでした。この結果、成田市は「成田都市計画区域」「下総都市計画区域」「大栄都市計画区域」の3つの都市計画区域となり、成田市全体の都市計画区域としては21,384haとなりました。

令和3年8月に、「下総都市計画区域」と「大栄都市計画区域」を統合し、「下総大栄都市計画区域」となったため、現在は、「成田都市計画区域」「下総大栄都市計画区域」の2つの都市計画区域があります。

区域区分（市街化区域と市街化調整区域）

都市計画法では、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成を図るため、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされています。これがいわゆる「線引き」といわれるもので、成田都市計画区域では昭和45年7月31日に線引きの当初決定をし、以来6回の見直しを行い、現在では約2,057haが市街化区域です。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域と、概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域に定め、都市として優先的に市街化を図る区域です。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域や農用地区域、すぐれた自然を保全する区域等がこの区域とされます。この区域では、原則として建物の建築が制限されます。

なお、下総大栄都市計画区域においては、急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないとの判断から区域区分を定めておりません。

成田市の区域区分のイメージ

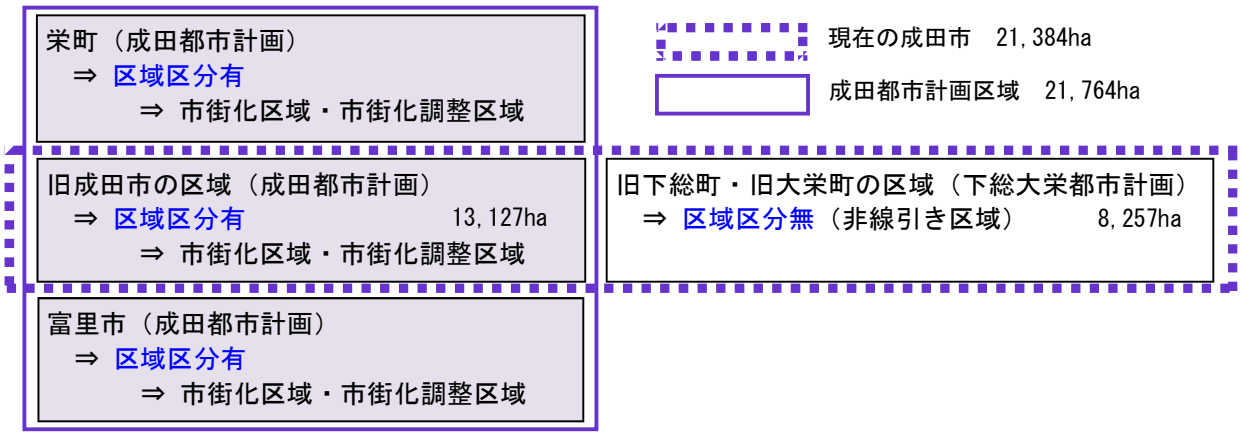

市街化区域と市街化調整区域の経緯（成田都市計画）

	決定年月日	市街化区域面積	市街化調整区域面積	告示番号	備考
当初決定	S45. 7. 31	1,810ha	11,241ha	千葉県告示第 495号	
第1回変更	S53. 8. 15	1,840ha	11,210ha	千葉県告示第 651号	成田第一地区を市街化区域に加える。
第2回変更	S60. 5. 31	1,885ha	11,165ha	千葉県告示第 520号	公津東地区を市街化区域に加え、三里塚地先の一部を市街化調整区域に編入する。
第3回変更	H 3. 3. 26	2,010ha	11,118ha	千葉県告示第 311号	久住駅前地区、土屋地区及び豊住工業団地の地区を市街化区域に加える。
第4回変更	H13. 3. 30	2,054ha	11,073ha	千葉県告示第 439号	公津西地区、飯仲地区、飯田町地区を市街化区域に加える。
第5回変更	H19. 2. 23	2,057ha	11,070ha	千葉県告示第 147号	成田湯川駅南口地区を市街化区域に加える。
定期外	H19. 12. 28	2,057ha	11,070ha	千葉県告示第1247号	芝山町との行政界変更に伴う調整区域の変更。 面積変更なし。
第6回変更	H28. 3. 4	2,057ha	11,070ha	千葉県告示第 162号	人口フレームの変更。面積変更なし。

Ⅱ 都市計画マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）は、区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画の基本となるものであり、都市計画区域ごとに都市の発展の動向、人口や産業の見通し等を勘案し、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするために知事が定めるものです。

●成田都市計画（H16.3.16決定、H19.2.23変更、H28.3.4変更、R3.8.31変更）
●下総大栄都市計画（H16.2.10決定、R3.8.31変更）

成田市の都市計画に関する基本的な方針

都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町村都市計画マスタープラン）は、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。

「成田市都市計画マスタープラン（R5.2見直し）」は、平成28年に策定された「ＮＡＲＩＴＡみらいプラン（成田市総合計画）」や「成田都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（R3.8.31変更）」に即し、令和9年度に向けた新たな方針として策定したものです。

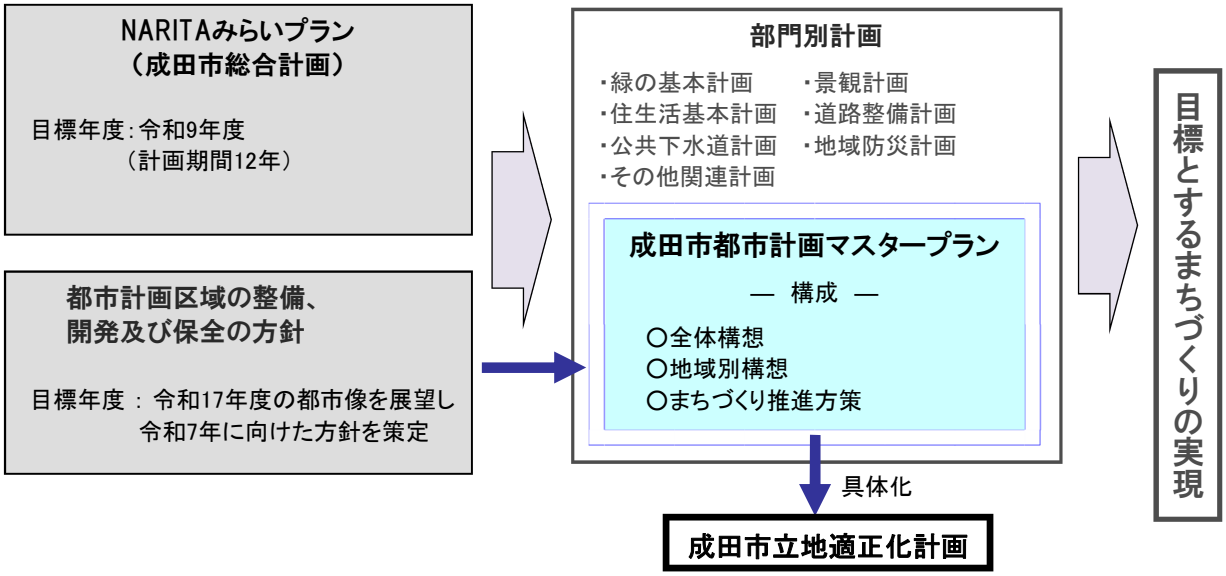

成田市立地適正化計画

「成田市立地適正化計画（R5.3見直し）」は、「成田市都市計画マスタープラン」で位置づけた将来都市像の具体化を図ることを目的として、都市機能（医療・福祉・商業等）や居住機能を誘導し、持続可能なまちづくりを推進していくものです。

都市再開発の方針

都市再開発の方針は、市街地における再開発の目標や既成市街地の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランです。

成田市では、この方針において、計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）として東日本旅客鉄道・京成成田駅中央口地区（約5.0ha）を、1号市街地のうち今後、再開発の機運の醸成を図るなどにより、再開発を誘導すべき地区（誘導地区）として、京成成田駅西口駅前地区（約2.2ha）、また1号市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（2項地区）としてJR成田駅東口地区（約1.4ha）を定め、それぞれの地区において都市機能の更新に関する方針や整備又は開発の計画の概要等を示しています。

Ⅲ 土地利用計画

用途地域

用途地域は、都市計画に定める地域地区の基礎的なものであり、住宅地、商業地、工業地等の具体的かつ適正な土地利用と望ましい市街地の形成を誘導するために定めるものです。各用途地域には、建築基準法において、建築可能な建築物の用途や面積その他の制限がそれぞれ定められています。成田市では、第二種低層住居専用地域と田園住居地域を除いた11種類を指定しています。

●成田都市計画（旧成田市域）　（令和6年3月末日現在）

用　途　地　域	面積	用　途　地　域	面積
第一種低層住居専用地域　※	875ha	近隣商業地域	56ha
第一種中高層住居専用地域	296ha	商業地域	73ha
第二種中高層住居専用地域	12ha	準工業地域	51ha
第一種住居地域	507ha	工業地域	6ha
第二種住居地域	56ha	工業専用地域	106ha
準住居地域	19ha		

※第一種低層住居専用地域は建築物の高さの限度を10mとする。

用途地域変更の経緯

区　分	決定年月日		面　積	告示番号	備　　考
旧用途地域（4区分）	S43.12.28	決定	1,391ha	建設省告示第3920号	住居、商業、工業地域
	S44. 4. 1	変更	1,472ha	建設省告示第1412号	野毛平工業団地を追加
	S45. 7.31	変更	1,810ha	千葉県告示第 517号	市街化区域の線引きに伴う変更
	S46. 1. 8	変更	1,810ha	千葉県告示第　20号	成田ニュータウンの商業地域、住居地域の変更
（8区分）	S48. 7.31	決定	1,810ha	千葉県告示第 609号	
	S53. 8.15	変更	1,840ha	千葉県告示第 652号	成田第一地区の市街化区域への編入に伴う変更
	S60. 5.31	変更	1,885ha	千葉県告示第 514号	公津東の編入、三里塚の一部の逆線引き、花崎町の商業地区等に伴う変更
	H 2. 7.20	変更	1,885ha	千葉県告示第 617号	京成成田駅東口土地区画整理事業に伴う変更
	H 3. 3.26	変更	2,010ha	千葉県告示第 283号	久住駅前・土屋・豊住工業団地の市街化区域への編入に伴う変更
	H 4. 8.28	変更	2,010ha	千葉県告示第 685号	公津東土地区画整理事業に伴う変更
現用途地域（12区分）	H 8. 4. 1	決定	2,010ha	千葉県告示第 419号	
	H 9.12.26	変更	2,010ha	千葉県告示第 940号	久住駅前土地区画整理事業に伴う変更
	H10.12. 1	変更	2,010ha	千葉県告示第 937号	土屋土地区画整理事業に伴う変更
	H13. 3.30	変更	2,054ha	千葉県告示第 461号	公津西、飯仲・飯田町の一部の編入並びに玉造六丁目地区等に伴う変更
	H17. 3. 4	変更	2,054ha	千葉県告示第 175号	公津西土地区画整理事業に伴う変更
	H19. 2.23	変更	2,057ha	千葉県告示第 158号	成田湯川駅南口地区の編入に伴う変更
	H28. 3. 4	変更	2,057ha	成田市告示第　27号	3・4・24号大袋線の開通に伴う沿道用途の変更等
	H29. 9.22	変更	2,057ha	成田市告示第 151号	3・3・19号富里インターチェンジ線の変更に伴う変更
	H30. 2.27	変更	2,057ha	成田市告示第　35号	美郷台小学校共同調理場の整備に係る変更
	R5. 7.28	変更	2,057ha	成田市告示第 103号	第1号成田市公設地方卸売市場の廃止に伴う変更

●下総大栄都市計画　（令和6年3月末日現在）

用　途　地　域	面積	用　途　地　域	面積
第一種低層住居専用地域	42ha	近隣商業地域	2ha
第一種住居地域	154ha	工業地域	27ha
準住居地域	9ha	工業専用地域	35ha

用途地域変更の経緯

区　　分	決定年月日		面積	告示番号	備　　考
用途地域（12区分）	H13. 5.11	決定	83ha	下総町告示第　4号	
	H13. 5.11	決定	166ha	大栄町告示第 31号	
	H17.10. 7	変更	186ha	大栄町告示第 33号	大栄物流団地地区に伴う変更
用途地域（13区分）	R 3. 8.31	変更	269ha	成田市告示第123号	都市計画区域の統合に伴う変更

高度利用地区

高度利用地区は、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区です。

成田市では、市街地における土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業の決定に合わせて、容積率の最高限度緩和などを含めた高度利用地区を定めています。

成田市の高度利用地区

種　　類	決定年月日	面積	告示番号	備　　考
高度利用地区	H21. 9. 8	1.4 ha	成田市告示第175号	JR成田駅東口第二種市街地再開発事業施行区域

建ぺい率とは　建物の建築面積（通称建て坪）の敷地面積に対する割合のことです。

$$建ぺい率 = \frac{建築面積(B)}{敷地面積(A)} \times 100(\%)$$

容積率とは　建物の延べ床面積（各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合のことです。

$$容積率 = \frac{延床面積(B+C)}{敷地面積(A)} \times 100(\%)$$

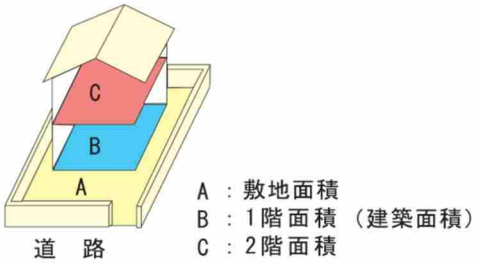

防火地域・準防火地域

防火地域・準防火地域は、密集した市街地における火災の危険を防除することを目的として、防災上、特に重要な地域に指定します。

防火地域では、その火災が隣接する建築物に延焼しないように、また、準防火地域では、火災の延焼速度を遅らせ大火となるのを防ぐために、一定階数又は一定規模以上の建築物の構造等が制限されます。

成田市では、商業地域の全域及び近隣商業地域の一部を指定しています。

防火地域・準防火地域内の制限

地域	耐火建築物としなければならないもの	耐火又は準耐火建築物としなければならないもの
防火地域	・階数が3以上のもの ・延べ面積が100㎡を超えるもの	・階数が2以下かつ延べ面積が100㎡以下のもの
準防火地域	・地上階が4以上のもの ・延べ面積が1,500㎡を超えるもの	・地上階が3以上のもの ・延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下のもの

防火地域・準防火地域変更の経緯（成田都市計画）

種　　類	決定年月日		決定面積	告示番号	備　　考
防火地域 準防火地域	S48. 7.31	決定	13.4ha 27.9ha	成田市告示第 30号	
防火地域 準防火地域	S60. 5.31	変更	13.4ha 28.4ha	成田市告示第 45号	花崎町地先の用途変更に伴う変更 準防火地域0.5ha増
防火地域 準防火地域	H 2. 7.20	変更	20.7ha 28.4ha	成田市告示第 41号	京成成田駅東口地区の用途変更に伴う変更 防火地域7.3ha増
防火地域 準防火地域	H 4. 8.28	変更	28.9ha 28.4ha	成田市告示第 40号	公津東地区の用途変更に伴う変更 防火地域8.2ha増
防火地域 準防火地域	H10.12. 1	変更	68.2ha 28.4ha	成田市告示第 84号	土屋地区の用途変更に伴う変更 防火地域約39.3ha増
防火地域 準防火地域	H21. 9. 8	変更	69.6ha 27.0ha	成田市告示第176号	JR成田駅東口第二種市街地再開発事業に伴う変更 防火地域約1.4ha増　準防火地域約1.4ha減

高度地区

高度地区は、用途地域内において日照、通風及び採光等条件を保護して良好な住環境を確保するために、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。

高度地区変更の経緯　（成田都市計画）

高度地区の種類	決定年月日		面積	告　示　番 号	備　　考
第一種高度地区 第二種高度地区	S48. 7.31	決定	716.1 ha 160.1 ha	成田市告示第 31号	
第一種高度地区 第二種高度地区	S53. 8.15	変更	725.9 ha 160.1 ha	成田市告示第 41号	成田第一地区内の用途変更に伴う変更 第一種高度地区9.8ha増
第一種高度地区 第二種高度地区	S60. 5.31	変更	725.9 ha 117.8 ha	成田市告示第 44号	三里塚地区の逆線引きに伴う変更 第二種高度地区42.3ha減
第一種高度地区 第二種高度地区	H 2. 7.20	変更	725.9 ha 110.5 ha	成田市告示第 40号	京成成田駅東口の用途変更に伴う変更 第二種高度地区7.3ha減
第一種高度地区 第二種高度地区	H 4. 8.28	変更	753.7 ha 123.8 ha	成田市告示第 39号	公津東地区の用途変更に伴う変更 第一種高度地区27.8ha増 第二種高度地区13.3ha増
第一種高度地区 第二種高度地区	H 8. 4. 1	変更	753.0 ha 123.8 ha	成田市告示第 20号	橋賀台二丁目地区の用途変更に伴う変更 第一種高度地区0.7ha減
第一種高度地区 第二種高度地区	H 9.12.26	変更	769.7 ha 123.8 ha	成田市告示第 74号	久住駅前地区の用途変更に伴う変更 第一種高度地区16.7ha増
第一種高度地区 第二種高度地区	H13. 3.30	変更	765.1 ha 123.8 ha	成田市告示第 39号	玉造六丁目地区，飯田町地区の用途の変更に伴う変更　　第一種高度地区4.6ha減
第一種高度地区 第二種高度地区	H17. 3. 4	変更	772.2 ha 123.8 ha	成田市告示第 21号	公津西地区の用途の変更に伴う変更 第一種高度地区7.1ha増
第一種高度地区 第二種高度地区	H19. 2.23	変更	775.6 ha 123.8 ha	成田市告示第 20号	成田ニュータウン北駅南口地区の編入に伴う変更 第一種高度地区3.4ha増
第一種高度地区 第一種高度地区(20m) 第一種高度地区(31m) 第二種高度地区	H25. 3. 1	変更	約486ha 約224ha 約65ha 約124ha	成田市告示第 33号	成田ニュータウン地区の高度地区 （最高高さ20m・31mの設定）
第一種高度地区 第一種高度地区(20m) 第一種高度地区(31m) 第二種高度地区	H28. 3. 4	変更	約488ha 約224ha 約65ha 約124ha	成田市告示第 27号	3・4・24号大袋線の沿道用途変更に伴う変更 第一種高度地区2.4ha増
第一種高度地区 第一種高度地区(20m) 第一種高度地区(31m) 第二種高度地区	H29. 9.22	変更	約488ha 約224ha 約65ha 約124ha	成田市告示第152号	3・3・19号富里インターチェンジ線の変更に伴う変更
第一種高度地区 第一種高度地区(20m) 第一種高度地区(31m) 第二種高度地区	R5. 7.28	変更	約488ha 約224ha 約65ha 約131ha	成田市告示第104号	第1号成田市公設地方卸売市場の廃止に伴う変更 第一種高度地区0.1ha増 第二種高度地区7.4ha増

第一種高度地区

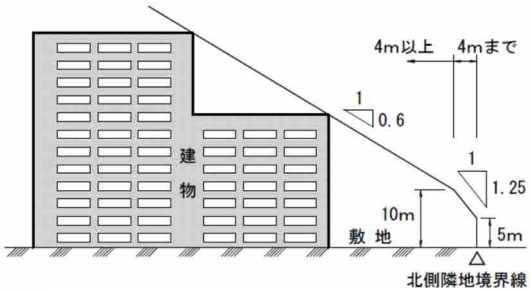

第二種高度地区

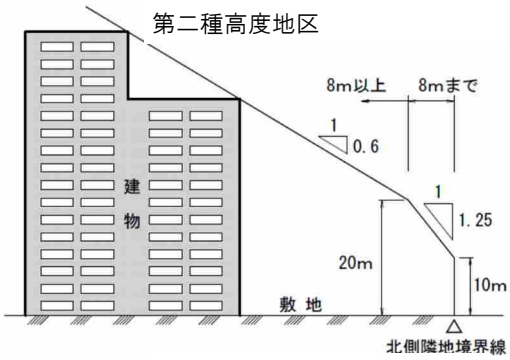

第一種高度地区（２０ｍ）

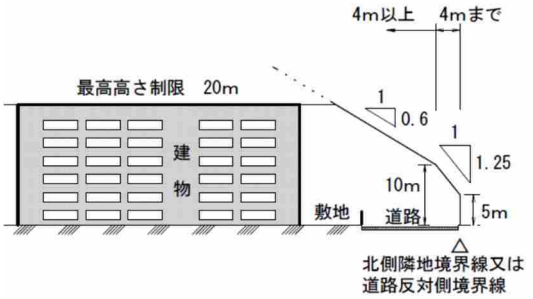

第一種高度地区（３１ｍ）

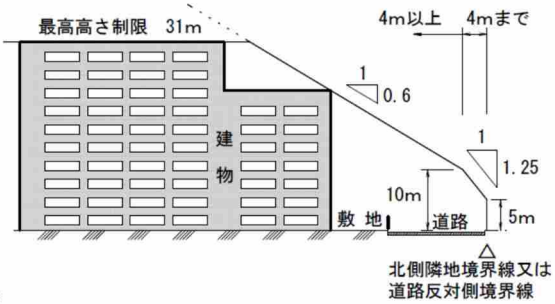

生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域の農地における緑地機能（保水機能や緑地としての機能、災害時の空地としての機能等を指す）を積極的に評価し、公害または災害の防止、農業と調和した都市環境づくりに役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図るために設けられた都市計画の制度です。この地区に指定されると、農地として適正な管理、保全が義務付けられ、農地以外の利用が基本的にできなくなり、施設についても農林漁業に必要な一定の建築物及び市民農園に係る施設等以外の建築は、許可されません。

成田市の生産緑地地区変更の経緯

種　　類	決定年月日		地区数	指定面積	告示番号	備　　考
生産緑地地区	H 4.11.24	決定	94地区	32.57ha	成田市告示第 47号	
	H 9. 4. 4	変更	88地区	30.83ha	成田市告示第 29号	廃止及び合併
	H10.12. 1	変更	90地区	31.24ha	成田市告示第 79号	追加
	H15. 9.26	変更	89地区	31.03ha	成田市告示第 98号	廃止
	H16. 6.11	変更	88地区	29.76ha	成田市告示第 68号	一部廃止及び廃止
	H18.11.21	変更	87地区	29.54ha	成田市告示第113号	一部廃止及び廃止
	H21.12.18	変更	87地区	29.54ha	成田市告示第213号	面積変更及び一部廃止
	H22. 9.10	変更	85地区	28.99ha	成田市告示第157号	一部廃止及び廃止
	H25. 2.22	変更	84地区	28.13ha	成田市告示第 28号	一部廃止及び廃止
	H25.12. 6	変更	82地区	27.58ha	成田市告示第248号	廃止及び面積変更
	H27. 8.18	変更	81地区	27.46ha	成田市告示第115号	廃止
	H30. 9. 7	変更	79地区	26.26ha	成田市告示第136号	廃止
	R 2. 9.18	変更	77地区	25.42ha	成田市告示第142号	廃止
	R 5. 3.24	変更	77地区	25.37ha	成田市告示第 33号	一部廃止

生産緑地地区制度の概要

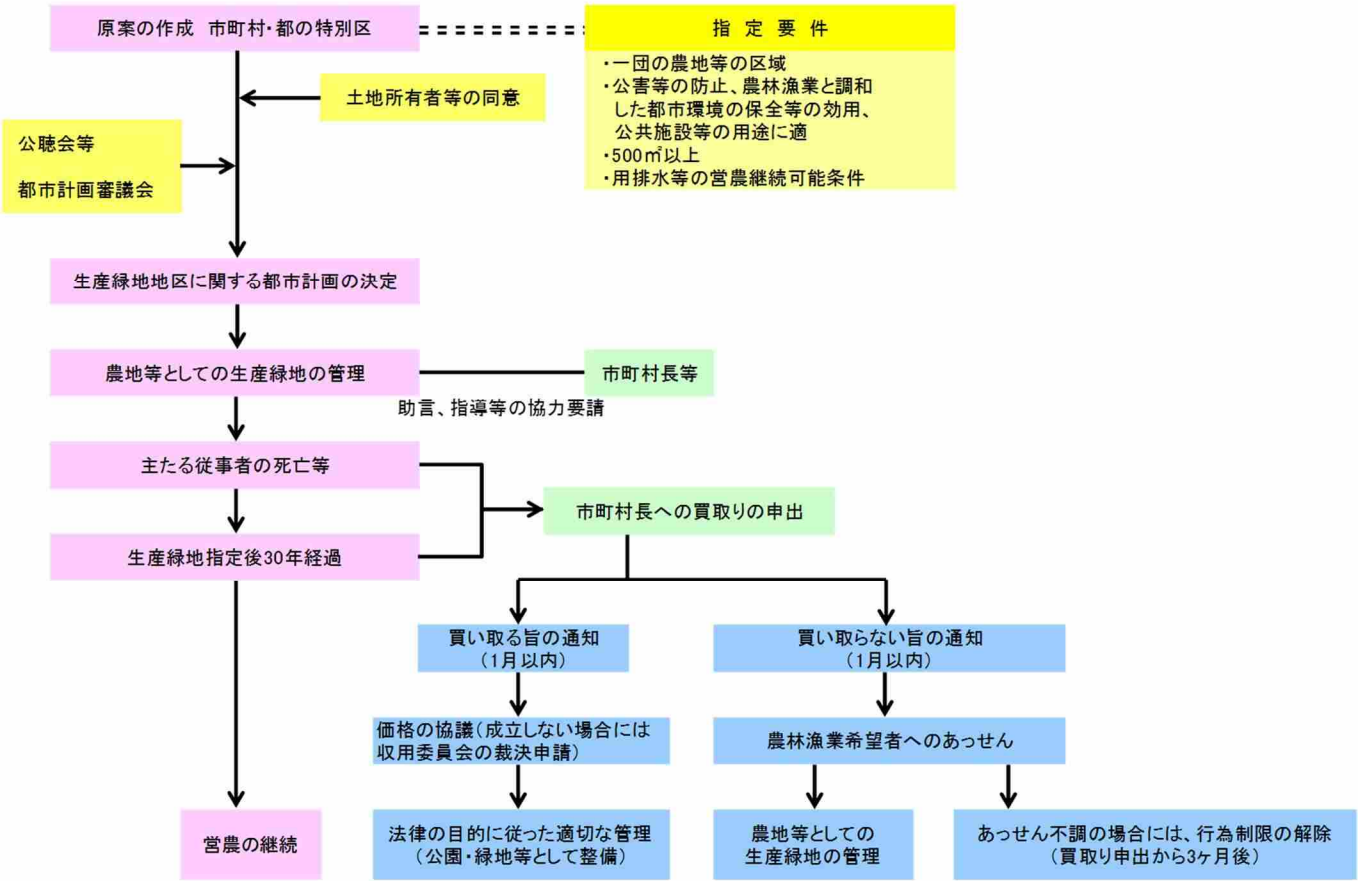

航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音の影響を受ける地域に対し、航空機の騒音から生活環境を守り、適正かつ合理的な土地利用を図るために定めます。

これらの地区では、住宅、病院、学校等の静かな環境を必要とする建物を新たに建築する場合は制限を受けます。

種　　別	都市計画区　　域	決定年月日		面　　積	告示番号	備　　考
航空機騒音障害防止地区	成　　田	H13. 5.11	決定	約2,216ha	千葉県告示第 570号	時間帯補正等価騒音レベル62デシベル以上の地区
		H19.12.28	変更	約2,533ha	千葉県告示第1251号	
		H23.11.11	変更	約2,829ha	千葉県告示第 752号	
		R 2. 4. 1	変更	約2,981ha	千葉県告示第 224号	
	下総大栄	H13. 5.11	決定	約 107ha	千葉県告示第 574号（下総）	
		H13. 5.11	決定	約 1ha	千葉県告示第 575号（大栄）	
		H19.12.28	変更	約 234ha	千葉県告示第1252号（下総）	
		H19.12.28	変更	約 15ha	千葉県告示第1253号（大栄）	
		H23.11.11	変更	約 17ha	千葉県告示第 753号（大栄）	
		R 2. 4. 1	変更	約 605ha	千葉県告示第 225号（下総）	
		R 2. 4. 1	変更	約 17ha	千葉県告示第 226号（大栄）	
		R 3. 8.31	変更	約 622ha	千葉県告示第 499号	
航空機騒音障害防止特別地区	成　　田	H13. 5.11	決定	約1,007ha	千葉県告示第 570号	時間帯補正等価騒音レベル66デシベル以上の地区
		H19.12.28	変更	約1,157ha	千葉県告示第1251号	
		H23.11.11	変更	約1,258ha	千葉県告示第 752号	
		R 2. 4. 1	変更	約1,385ha	千葉県告示第 224号	
	下総大栄	H19.12.28	決定	約 18ha	千葉県告示第1252号（下総）	
		H19.12.28	決定	約 1ha	千葉県告示第1253号（大栄）	
		H23.11.11	変更	約 1.5ha	千葉県告示第 753号（大栄）	
		R 2. 4. 1	変更	約 239ha	千葉県告示第 225号（下総）	
		R 2. 4. 1	変更	約 1.6ha	千葉県告示第 226号（大栄）	
		R 3. 8.31	変更	約 241ha	千葉県告示第 499号	

防止地区（防止特別地区を除く）

・農地及び林地の保全整備を促進するとともに、環境の保全や生活利便性の確保を図ります。
・工業及び流通業務、商業業務等の用地としての利用を計画的に促進します。

防止特別地区

・農業のための利用、騒音の緩衝緑地等の環境保全用地としての利用、工業及び流通業務用地等への利用を促進します。
・移転跡地の適正な管理と有効活用を促進します。

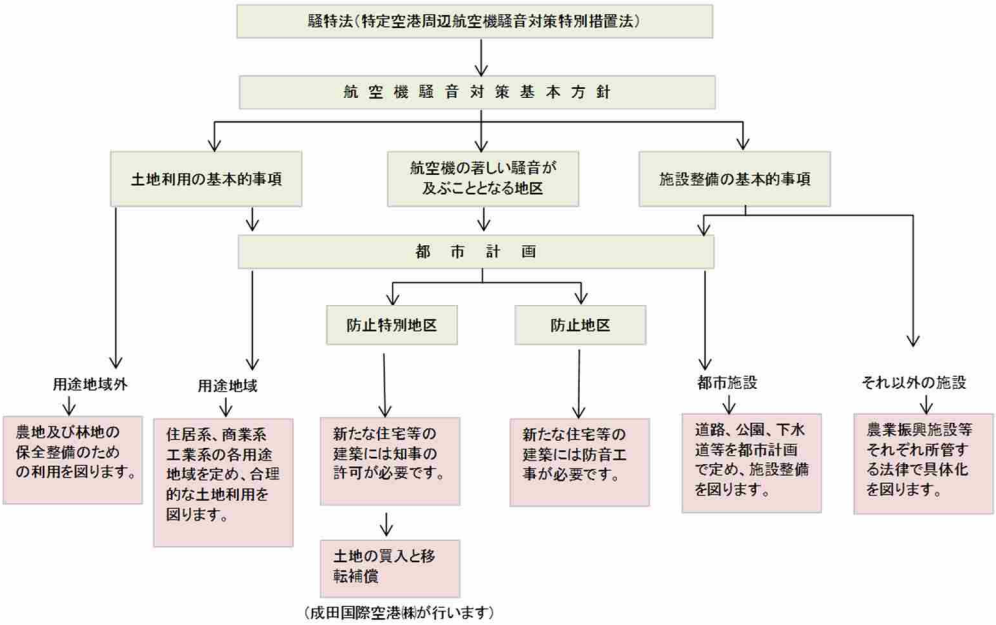

地区計画

地区計画は、地域の特質にふさわしい良好で快適な居住環境、機能的で活力ある市街地環境を保全又は形成するため、昭和55年の都市計画法、建築基準法の改正により創設されました。その後、適用区域や住民参加の拡大等、制度の充実が図られ現在に至っています。この制度は、都市計画法による開発行為等や建築基準法による建築確認等の制限を補完し、より地域住民の意向を反映したまちづくりのルールを定めることができるという特徴があります。

成田市では、成田都市計画14地区、大栄都市計画1地区で地区計画を定めています。

成田市の地区計画（令和6年3月末現在）

地区名	決定年月日		面積	告示番号	備考
京成成田駅東口地区	H 2. 7.20	決定	6.1ha	成田市告示第 42号	京成成田駅東口土地区画整理事業で整備された区域に設定
	H 5. 6.25	変更		成田市告示第 26号	
	H 9. 1.17	変更		成田市告示第 26号	
	H11.12.24	変更		成田市告示第 80号	
	H26. 2.28	変更		成田市告示第 42号	
公津東地区（公津の杜地区）	H 4. 8.28	決定	117.7ha	成田市告示第 42号	公津東特定土地区画整理事業で整備された区域に設定
	H 5. 6.25	変更		成田市告示第 27号	
	H 9. 1.17	変更		成田市告示第 1号	
	H11.12.24	変更		成田市告示第 81号	
	H26. 2.28	変更		成田市告示第 42号	
橋賀台二丁目地区	H 5.11.26	決定	15.0ha	成田市告示第 47号	
	H 9. 1.17	変更		成田市告示第 3号	
久住駅前地区（久住中央地区）	H 9.12.26	決定	53.6ha	成田市告示第 75号	久住駅前特定土地区画整理事業で整備された区域に設定
	H11.12.24	変更		成田市告示第 82号	
土屋地区	H10.12. 1	決定	39.3ha	成田市告示第 85号	土屋土地区画整理事業で整備された区域に設定
	H11.12.24	変更		成田市告示第 83号	
玉造六丁目地区	H13. 3.30	決定	4.7ha	成田市告示第 41号	
公津西地区（はなのき台地区）	H17. 3. 4	決定	37.6ha	成田市告示第 23号	公津西特定土地区画整理事業で整備された区域に設定
大栄物流団地地区（成田新産業パーク地区）	H17.10. 7	決定	20.2ha	大栄町告示第 22号	
	H21. 3.10	変更		成田市告示第 18号	
	H28. 6.23	変更		成田市告示第 92号	
	R3 . 8.31	変更		成田市告示第 122号	
成田湯川駅南口地区	H19. 2.23	決定	3.4ha	成田市告示第 22号	
	H21.12.18	変更		成田市告示第212号	
東町・花崎町地区	H23. 1.14	決定	2.1ha	成田市告示第 10号	開発整備促進区を定める地区計画
中台三丁目地区	H24.12. 7	決定	1.2ha	成田市告示第248号	
大学医学部附属病院地区	H28.12. 2	決定	18.7ha	成田市告示第151号	
	H29.10.27	変更		成田市告示第171号	
美郷台小学校地区	H30. 2.27	決定	3.0ha	成田市告示第 36号	
久住第二小学校跡地地区	H30.11.16	決定	1.1ha	成田市告示第168号	
小菅地区	H31. 4. 5	決定	45.6ha	成田市告示第 42号	

Ⅳ 都市施設

都市施設は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するための基盤的な施設のことです。都市計画法では、様々な施設の種類が定められていますが、都市施設について都市計画決定を行う場合には、各市町村の特質やその施設の必要性等を考慮して行います。

都市計画道路・駅前広場

都市計画道路は総合交通体系の一環として、土地利用の将来性、人と車の円滑な流れ、上下水道等の公共公益施設の収容、災害に強い街区構成、コミュニティの形成等を考慮して決定されます。

また、駅前広場は、鉄道と自動車・歩行者等の相互の連携機能を高めるとともに、過密化する都市の中で地域の玄関口として、重要な開放空間を有するものとして配置されます。

都市計画道路一覧（成田都市計画）　（令和6年3月末日現在）

種別	名称		計画決定					整備の状況(m)		
	番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	車線数	決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	整備済	事業実施中	未整備
幹線街路	3･3･1	京成成田駅東口線	100	28		S43. 11. 1	S53. 7. 11	100	—	—
	なお，大字花崎町地内に約5,000㎡の道路起点広場を設ける。							5,000㎡	—	—
〃	3･3･2	国鉄駅西口線	2,080	32～25		S43. 11. 1	S49. 3. 5	2,080	—	—
	なお，大字囲護台地内に約5,000㎡の道路起点広場を設ける。							5,000㎡	—	—
〃	3･3･3	ニュータウン中央線	5,440	27～25	4	S43. 11. 1	H17. 12. 27	5,440	—	—
〃	3･3･4	郷部線	3,390	25～20		S43. 11. 1	S49. 3. 5	3,390	—	—
〃	3･3･5	中台線	2,890	25	4	S43. 11. 1	H28. 3. 4	2,890	—	—
	なお，大字大袋地内に約6,200㎡の公津東交通広場を設ける。							6,200㎡	—	—
〃	3･3･6	大株線	4,310	25.5～25	4	S30. 12. 26	H17. 12. 27	3,440	870	—
〃	3･3･7	51号線	6,420	22	4	S30. 12. 26	H17. 12. 27	5,410	1,010	—
〃	3･4･8	馬橋竹下線	2,790	25～16		S43. 11. 1	H 3. 3. 26	1,208	—	1,582
〃	3･4･9	大蕪新宮線	2,350	16		S43. 11. 1	S49. 3. 5	2,350	—	—
〃	3･4･10	栗山竹林線	1,810	16～9.5		S43. 11. 1	S53. 7. 11	0	—	1,810
〃	3･4･18	ＪＲ成田駅前線	560	16	2	S52. 3. 18	H19. 2. 23	560	—	—
	なお，大字花崎町地内に約6,800㎡の駅前広場を設ける。							6,800㎡	—	—
〃	3･3･19	富里Ｉ．Ｃ線	750	25		S54. 7. 6	H29. 9. 22	0	750	—
〃	3･4･20	成田七栄線	80	25		S54. 7. 6	—	80	—	—
〃	3･5･22	浅間大谷津線	1,430	12		S53. 8. 15	—	1,430	—	—
〃	3･4･24	大袋線	2,180	16		S60. 5. 31	—	2,180	—	—
〃	3･4･25	公津東線	1,550	16		S60. 5. 31	—	1,550	—	—
〃	3･4･26	久住駅前線	1,330	16		H 3. 3. 26	—	1,330	—	—
	なお，大字飯岡字岩ノ作地内に約2,600㎡の駅前広場を設ける。							2,600㎡	—	—
〃	3･4･27	幡谷線	800	16		H 3. 3. 26	—	800	—	—
〃	3･4･28	土屋中央線	1,130	16		H 3. 3. 26	—	1,130	—	—
〃	3･4･29	成田下総線	150	17		H 3. 3. 26	—	150	—	—
〃	3･4･30	赤坂台方線	2,210	25～16.5	2･4	H13. 3. 30	—	2,210	—	—
〃	3･4･32	北千葉道路線	9,660	21.75	4	H17. 12. 27	H20. 2. 12	0	9,660	—
〃	3･4･33	湯川線	310	19	2	H19. 2. 23	—	310	—	—
	なお，大字松崎字湯川地内に約4,800㎡の駅前広場を設ける。							4,800㎡	—	—
〃	3･4･34	玉造線	100	20.5	2	H19. 2. 23	—	100	—	—
小計	**24路線**		**53,820**					**38,138**	**12,290**	**3,392**
区画街路	7･5･1	苅分線	220	12		S53. 7. 11	—	220	—	—
〃	7･5･2	栗山線	140	15.5		S53. 7. 11	—	140	—	—
〃	7･5･3	宮谷線	520	12		H 3. 3. 26	—	520	—	—
小計	**3路線**		**880**					**880**	**—**	**—**
計	**27路線**		**54,700**					**39,018**	**12,290**	**3,392**

※欠番の路線番号は、同一都市計画区域である富里市・栄町についてのものです。

都市計画道路一覧（下総大栄都市計画）

種別	名称		計画決定					整備の状況(m)		
	番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	車線数	決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	整備済	事業実施中	未整備
幹線街路	3･5･1	猿山西大須賀線	2,540	14	2	H13. 5.11	R3. 8.31	―	―	2,540
〃	3･4･2	滑河駅前線	100	18	2	H13. 5.11	R3. 8.31	―	―	100
	なお,猿山字菅谷地内に駅前広場約2,400㎡を設ける。							―	―	2,400㎡
〃	3･4･3	和田ﾌﾚﾝﾄﾞﾘｰﾊﾟｰｸ下総線	590	16	2	H13. 5.11	R3. 8.31	―	―	590
小計	**3路線**		**3,230**					**―**	**―**	**3,230**
幹線街路	3･5･4	大栄国道51号線	7,080	15	2	H13. 5.11	R3. 8.31	―	1,500	5,580
〃	3･6･5	津富浦成井線	3,230	10	2	H13. 5.11	R3. 8.31	3,130	―	100
〃	3･6･6	稲荷山線	330	10	2	H13. 5.11	R3. 8.31	―	―	330
小計	**3路線**		**10,640**					**3,130**	**1,500**	**6,010**
自動車専用道路	1･3･1	首都圏中央連絡自動車道１号線	3,380	22	4	H20. 1.18	R3. 8.31	―	3,380	―
〃	1･3･2	首都圏中央連絡自動車道２号線	450	22	4	H20. 1.18	R3. 8.31	―	450	―
小計	**2路線**		**3,830**					**―**	**3,830**	**―**
計	**8路線**		**17,700**					**3,130**	**5,330**	**9,240**

都市高速鉄道

都市高速鉄道は、都市における活動に重要な役割を果たす公共交通機関です。成田市では、都心と成田空港間の所要時間の短縮や増加する空港アクセス需要に応じた輸送力の確保等、空港へのアクセス機能強化に係る課題に対応するため、都市高速鉄道１号線（成田新高速鉄道）が決定され、平成22年7月より供用されています。

名称	総延長（m）	決定年月日	備考
都市高速鉄道１号線（成田新高速鉄道）	6,220	H17.12.27	線路線数1および2

駐車場

鉄道駅等に集中する自転車等の放置対策として、都市計画により駐車場を設置することができます。成田市における自転車駐車場については、自転車等の利用者のために成田駅西口自転車駐車場（ＪＲ成田駅西口駐輪場）を都市計画決定し、昭和61年4月より供用されています。

名称	所在	計画決定			
		決定年月日	面積	告示番号	備考
成田駅西口自転車駐車場	成田市馬橋地先	S60. 3.12	0.33ha	成田市告示第14号	1,770台収容

都市計画公園

公園は、市民生活にうるおいを与え、憩いの場を提供すると共に、災害時には住民の避難場所としても利用される公共空地として、まちづくりには必要不可欠な施設です。

（都市公園の種類及び規模等）

種類	種別	区分番号	内　　容	標準規模	対象人口	整備標準
住区基幹公園	街区公園	2	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園	0.25ha	市街地人口	1㎡/人
	近隣公園	3	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園	2ha	市街地人口	2㎡/人
	地区公園	4	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園	4ha	市街地人口	1㎡/人
都市基幹公園	総合公園	5	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園	10～50ha	都市計画区域内人口	1㎡/人
	運動公園	6	主として運動の用に供することを目的とする都市公園	15～75ha	都市計画区域内人口	1.5㎡/人

現在、成田市内では71ヵ所102.22haが都市計画決定されており、そのうち69カ所100.99haが供用されています。

都市計画公園一覧　（令和6年3月末日現在）

種別	名称		計画決定			開園年月日	主な施設
	番号	公園名	決定年月日（当初）	変更年月日（最終）	面積（ha）		
運動公園	6・4・1	大谷津運動公園	S43.12.25	H22. 9.10	9.50	S45. 7. 4	野球場･プール･テニスコート
	6・5・2	中台運動公園	S43.12.25	H 1. 3.14	19.90	S48. 3.27	陸上競技場･野球場･体育館･プール･テニスコート他
小計		２公園			29.40		
総合公園	5・5・4	坂田ヶ池総合公園	H 2. 3.16	―	17.20	H11. 4. 1	
小計		1公園			17.20		
地区公園	4・4・1	外小代公園	S46. 1. 8	H 1. 3.14	4.70	S62. 4. 1	広場･テニスコート
	4・4・2	赤坂公園	S44. 4.14	H 1. 3.14	6.80	S61. 4. 1	広場･あずまや
小計		２公園			11.50		
近隣公園	3・3・1	栗山公園	S43.12.25	S53. 7. 4	1.50	S45. 7. 4	運動広場
	3・3・2	松ノ下公園	S44. 4.14	S53. 7. 4	2.60	S63. 4. 1	運動広場･あずまや
	3・4・3	加良部台公園	S44. 4.14	S53. 7. 4	4.40	S58. 4. 1	〃
	3・4・4	橋賀台公園	S44. 4.14	S53. 7. 4	5.30	S58. 4. 1	〃
	3・4・5	引地公園	S44. 4.14	S53. 7. 4	4.10	S59.10. 1	〃
	3・3・6	戸崎公園	S44. 4.14	S53. 7. 4	2.00	S62. 4. 1	〃
	3・3・7	神宮寺公園	S44. 4.14	S53. 7. 4	2.00	S56. 4. 1	運動広場･テニスコート
	3・3・8	後谷津公園	S44. 4.14	S60. 8.16	3.50	S63. 4. 1	運動広場･展望広場
	3・3･14	浅間近隣公園	H 1. 3.14	H 4. 5. 8	1.20	H 6. 4. 1	運動広場･あずまや
	3・3･15	公津の杜近隣公園	H 1. 3.14	H 7.11.17	3.90	H10. 4. 1	多目的広場･休憩広場･管理事務所
	3・3･16	久住近隣公園	H11. 9.10	―	1.10	H19. 4. 1	多目的広場･休憩広場･遊戯施設他
小計		11公園			31.60		

種別	名称		計画決定			開園年月日	主な施設
	番号	公園名	決定年月日（当初）	変更年月日（最終）	面積（ha）		
街区公園	2・2・1	郷部街区公園	S50.10. 7	S53. 6.21	0.29	S63. 4. 1	遊戯施設
	2・2・2	石橋台街区公園	S48. 7.31	S53. 6.21	0.50	S63. 4. 1	〃
	2・2・3	池田街区公園	S49. 6. 8	S53. 6.21	0.23	S58. 4. 1	〃
	2・2・4	池ノ尻街区公園	S49. 6. 8	S53. 6.21	0.21	S58. 4. 1	〃
	2・2・5	大道通街区公園	S49. 6. 8	S53. 6.21	0.24	S58. 4. 1	〃
	2・2・6	橋ノ尻街区公園	S50.10. 7	S53. 6.21	0.24	S58. 4. 1	〃
	2・2・7	八ツ又台街区公園	S48. 7.31	S53. 6.21	0.26	S58. 4. 1	〃
	2・2・8	向谷津街区公園	S50.10. 7	S53. 6.21	0.35	S61. 4. 1	〃
	2・2・9	渡り田街区公園	S49. 6. 8	S53. 6.21	0.13	S58. 4. 1	〃
	2・2・10	地蔵塚街区公園	S50.10. 7	S53. 6.21	0.23	S58. 4. 1	〃
	2・2・45	長原第一街区公園	S58. 8.21	―	0.28	S61. 4. 1	〃
	2・2・46	長原第二街区公園	S58. 8.21	―	0.13	S61. 4. 1	〃
	2・2・47	小牧第一街区公園	S58. 8.21	―	0.12	S61. 4. 1	〃
	2・2・48	小牧第二街区公園	S58. 8.21	―	0.13	S61. 4. 1	〃
	2・2・49	多代知街区公園	S58. 8.21	―	0.14	S59.10. 1	〃
	2・2・50	後原街区公園	S58. 8.21	―	0.24	S62. 4. 1	〃
	2・2・51	大山街区公園	S58. 8.21	―	0.22	S63. 4. 1	〃
	2・2・52	一里塚街区公園	S58. 8.21	―	0.13	S59.10. 1	〃
	2・2・53	花内街区公園	S58. 8.21	―	0.26	S62. 4. 1	〃
	2・2・54	町山街区公園	S58. 8.21	―	0.24	S62. 4. 1	〃
	2・2・55	船塚台街区公園	S58. 8.21	S61.11.28	0.28	S63. 4. 1	〃
	2・2・56	谷津崎街区公園	S58. 8.21	―	0.18	S63. 4. 1	〃
	2・2・57	さぎ山第一街区公園	S59.10. 9	―	0.25	S61. 4. 1	〃
	2・2・58	さぎ山第二街区公園	S59.10. 9	―	0.11	S61. 4. 1	〃
	2・2・59	さぎ山第三街区公園	S59.10. 9	―	0.07	S61. 4. 1	〃
	2・2・60	そり田第一街区公園	S59.10. 9	―	0.10	S61. 4. 1	〃
	2・2・61	そり田第二街区公園	S59.10. 9	―	0.06	S61. 4. 1	〃
	2・2・66	提戸街区公園	S60. 8.22	―	0.26	S63. 4. 1	〃
	2・2・67	新山街区公園	S60. 8.22	―	0.20	S63. 4. 1	〃
	2・2・68	八代街区公園	S60. 8.22	―	0.24	S63. 4. 1	〃
	2・2・69	押畑街区公園	H 1. 3.14	―	0.26	H 4. 4. 1	〃
	2・2・70	北田街区公園	H 1. 3.14	―	0.20	H 4. 4. 1	〃
	2・2・71	天神台街区公園	H 1. 3.14	―	0.24	H 4.10. 1	〃
	2・2・72	殿台街区公園	H 1. 3.14	―	0.20	H 3. 7. 1	〃
	2・2・73	南台街区公園	H 1. 3.14	―	0.20	H 3. 7. 1	〃
	2・2・74	琴平街区公園	H 1. 3.14	―	0.23	H 7. 4. 1	〃
	2・2・75	南向野街区公園	H 1. 3.14	―	0.20	H 8. 4. 1	〃
	2・2・76	小谷津街区公園	H 1. 3.14	―	0.20	H 8. 4. 1	〃
	2・2・77	大作台街区公園	H 1. 3.14	H 4. 8.28	0.44	H 9. 4. 1	〃
	2・2・78	向台街区公園	H 1. 3.14	―	0.32	H 8. 4. 1	〃
	2・2・79	山王街区公園	H 1. 3.14	―	0.23	H10. 4. 1	〃
	2・2・80	金堀街区公園	H 1. 3.14	―	0.40	H10. 4. 1	〃
	2・2・81	南囲護台街区公園	H 4. 5. 8	―	0.21	H 6. 4. 1	〃
	2・2・82	中囲護台街区公園	H 4. 5. 8	―	0.14	H 7. 4. 1	〃
	2・2・83	北囲護台街区公園	H 4. 5. 8	―	0.15	H 4.10. 1	〃
	2・2・84	馬橋街区公園	H 4. 5. 8	―	0.10	H 4.12. 1	〃
	2・2・89	花崎町街区公園	H11. 9.10	―	0.20	H12. 4. 1	〃
	2・2・90	渋川街区公園	H11. 9.10	―	0.21	H17. 4. 1	〃
	2・2・91	宮谷街区公園	H11. 9.10	―	0.21	H13. 4. 1	〃
	2・2・92	台屋敷街区公園	H11. 9.10	―	0.10	H19. 4. 1	〃
	2・2・93	榎入街区公園	H11. 9.10	―	0.10	H12. 4. 1	〃
	2・2・94	広沼街区公園	H11. 9.10	―	0.98	H30. 7.21	〃
	2・2・95	土屋吾妻街区公園	H11. 9.10	―	0.25	H16. 4. 1	〃
	2・2・96	中島街区公園	H11. 9.10	―	0.25	－	〃
	2・2・97	御所の内街区公園	H11. 9.10	―	0.18	H12. 4. 1	〃
小計		55公園			12.52		
計		71公園			102.22		

※欠番の公園番号は、同一都市計画区域である富里市・栄町についてのものです。

墓園

増加する人口に対処するため、風致美観に優れ、既存の寺院形態や宗教にとらわれない公園墓地を整備したものがいずみ聖地公園で、昭和52年5月から供用開始されました。

名　称	所　在	計　画　決　定				
		決定年月日		面積	告示番号	備考
いずみ聖地公園	東和泉地先	S49.12.25	決定	5.8ha	成田市告示第 46号	
		H15.11.18	変更	18.5ha	千葉県告示第954号	区域及び名称の変更

公共下水道

成田市の下水道は、隣接する12市1町が集まって総合的に処理する流域関連下水道として都市計画決定されており、雨水と一般家庭等から出る汚水及び雑排水をそれぞれ別の管路により排水処理する分流方式が採用されています。

現在、下水道の普及状況としては、行政人口に対して約77.6%（令和5年3月31日現在）となっています。

成田市の公共下水道計画の経緯

年月日等	計　画　決　定　等	内　　容	備　　考
昭和44年度	成田公共下水道全体計画の策定	区域1,489ha（成田地区の一部、成田ニュータウン地区の一部）	
S45. 2. 6	成田都市計画下水道の計画決定	区域1,489ha（成田地区の一部、成田ニュータウン地区の一部）	成田市告示第　5号
S50. 7. 7	成田都市計画下水道の変更	成田ニュータウン造成計画の変更及び成田駅西口土地区画整理事業に伴う排水系統の変更	成田市告示第 33号
S52.10.26	成田都市計画下水道の変更	根木名川中継ポンプ場の変更に伴い、汚水幹線の変更	成田市告示第 41号
S52.12.26	成田都市計画下水道の変更	汚水及び雨水線の変更	成田市告示第 50号
昭和53年度	成田市公共下水道全体計画の見直し	区域1,859ha	
S53.10.12	成田都市計画下水道の変更	区域1,798ha(三里塚地区309haを追加し、本城中継ポンプ場を設置)	成田市告示第 51号
昭和54年度	成田市公共下水道全体計画の見直し	寺台、江川、宗吾中継ポンプ場を設置	
S55.10. 6	成田都市計画下水道の変更	区域1,859ha(成田第一土地区画整理区域61haを追加)	成田市告示第 64号
昭和62年度	成田市公共下水道全体計画の見直し	区域2,472ha(土屋地区、取香地区、三里塚地区、公津東地区を追加)	
S63. 3.10	成田都市計画下水道の変更	区域1,922ha(公津東地区63haを追加し、汚水幹線及び雨水幹線を変更)	成田市告示第　4号
平成7年度	成田市公共下水道全体計画の見直し	区域2,762ha(成田ニュータウン周辺地区、久住地区を追加し、取香地区を見直し)	
H 8. 1.16	成田都市計画下水道の変更	計画決定基準の変更に伴う幹線の廃止等	成田市告示第　5号
H10. 4.13	成田都市計画下水道の変更	区域面積2,015ha（久住駅前地区53.6ha、土屋地区39.3haを追加）	成田市告示第 54号
平成10年度	成田市公共下水道全体計画の見直し	取香地区の国際物流複合基地、9ホテル、2施設の排水見直し	
H12. 3.17	成田都市計画下水道の変更	区域面積2,306ha（取香地区等291haの汚水区域を追加し、取香川中継ポンプ場を追加）	成田市告示第 15号
平成13年度	成田市公共下水道全体計画の見直し	目標年次の変更，計画人口と汚水量原単位の見直し	
H15. 3 .4	成田都市計画下水道の変更	区域面積2,339ha（公津西地区33haを追加）	成田市告示第 18号
H20 .9.19	成田都市計画下水道の変更	区域面積2,353ha	成田市告示第169号
平成22年度	成田市公共下水道全体計画の見直し	計画区域の精査，計画フレームの見直し	
H25. 3. 8	成田都市計画下水道の変更	区域面積2,369ha（飯仲地区13ha、宗吾地区3ha追加）	成田市告示第 34号

ごみ焼却場

昭和53年4月より小泉地先で稼働していた旧清掃工場（いずみ清掃工場）に老朽化が見られたため、事務の効率化、経費削減のため、成田市、富里市の共同事業として新清掃工場（成田富里いずみ清掃工場）を都市計画決定し、平成24年10月より稼働を開始しました。

名　称	所　在	計　画　決　定					
		決定年月日		面　積	能　力	告　示　番　号	備　考
成田市・富里市清掃工場	小泉地先	S51. 3.10	決定	1.5ha	72ｔ/日(8時間)	成田市告示第12号	
		S59.10. 5	変更	〃	〃	成田市告示第43号	番号の変更
		H21. 1.27	変更	5.0ha	212ｔ/日(24時間)	成田市告示第 4号	名称他

汚物処理場

公共下水道が整備された地区以外で発生するし尿や浄化槽汚泥を処理するための施設が汚物処理場です。成田市では、人口増加や空港関連施設の立地に対応するため、吉倉地先の(旧)汚物処理場にかえて、成田クリーンヒル（現：成田浄化センター）を都市計画決定し、昭和62年10月から供用開始されました。

名　称	所　在	計　画　決　定					
		決定年月日		面　積	能　力	告　示　番　号	備　考
成田クリーンヒル	吉倉地先	S60. 10. 4	決定	1.8ha	80kl/日(8時間)	成田市告示第73号	
		H 2. 3. 9	変更	〃	〃	成田市告示第12号	番号の変更

教育文化施設

成田国際文化会館は、市民コミュニティ活動や芸術文化振興を図る拠点として、土屋地先に都市計画決定され、昭和50年3月に開館しました。

名　称	所　在	計　画　決　定				
		決定年月日		面 積	告　示　番　号	備　考
成田国際文化会館	土屋地先	S48. 7.31	決定	3.8ha	成田市告示第29号	
		H27. 4.17	変更	3.3ha	成田市告示第58号	

市場

成田市公設地方卸売市場は、昭和49年6月に飯仲地先に開場しましたが、流通経路の変化等による売上高の減少や施設の老朽化から、新たな付加価値を備え将来を見据えた市場を空港隣接地に移転再整備することを決定し、天神峰市場を追加するため都市計画の変更を行いました。令和4年1月に天神峰市場に市場機能を移転したことにより、その後、飯仲市場を令和5年7月に廃止しました。

名　称	所　在	計　画　決　定					
		決定年月日		面　積	能　力	告　示　番　号	備　考
成田市公設地方卸売市場	飯仲地先	S48. 3.10	決定	9.0ha	青　果 151 t /日(8時間)	成田市告示第 9号	
		S53. 6.21	変更	9.6ha	青　果 264 t /日(8時間) 水産物 121 t /日(8時間)	成田市告示第31号	
		S62. 2.27	変更	7.2ha	青　果 175 t /日(8時間) 水産物 135 t /日(8時間) 花　き 4 t /日(8時間)	成田市告示第 8号	
		H20. 1.29	変更	7.2ha	青　果 38 t /日(8時間) 水産物 44 t /日(8時間)	成田市告示第16号	
		R5. 7.28	変更	-	-	成田市告示第102号	飯仲市場の廃止
	天神峰地先	H30. 2.27	変更	9.3ha	青　果 90 t /日(8時間) 水産物 47 t /日(8時間)	成田市告示第34号	天神峰市場の追加

と畜場

総合食肉センターは、北総地域の畜産業の振興のため都市計画決定され、昭和50年12月、芦田地先に開場しました。

名　称	所　在	計　画　決　定					
		決定年月日		面　積	能　力	告　示　番　号	備　考
印旛と畜場総合食肉センター	芦田地先	S49. 3. 4	決定	1.7ha	大動物 20頭/日(8時間) 小動物 500頭/日(8時間)	成田市告示第12号	
		S54. 2. 8	変更	3.3ha	大動物 20頭/日(8時間) 小動物 600頭/日(8時間)	成田市告示第73号	

火葬場

昭和46年に建設された旧火葬場の老朽化や能力の低下がみられたほか、人口増加等にも対応させるため、成田市、八街市及び富里町（現富里市）の二市一町の共同事業として、富士見斎苑(八富成田斎場)を都市計画決定し、平成4年12月に開場しました。

名　称	所　在	計　画　決　定					
		決定年月日		面　積	能　力	告　示　番　号	備　考
成田火葬場	山之作地先	S45. 11. 27	決定	0.4ha		成田市告示第84号	
富士見斎苑	吉倉地先	H 2. 3. 9	変更	1.5ha	8体/日(8時間)	成田市告示第11号	

Ⅴ 市街地開発事業

土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路や公園等の公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、道路・水路・公園等の公共施設の新設・改良と土地の区画形質の変更を行い、安全で快適な市街地とするための基盤整備を一体的に行うものです。

都市計画決定している土地区画整理事業

番号	地区名	事業主体	事業費（万円）	計画人口（人）	計画決定				事業期間
					決定年月日		面積(ha)	告示番号	
①	成田駅西口	成田市	1,026,000	2,350	S44.12.26	決定	23.0	千葉県告示第889号	S49.10～ H 2. 3
					S50. 7.15	変更	23.5	千葉県告示第606号	
②	京成成田駅東口	成田市	379,000	780	S53. 7.11	決定	6.5	成田市告示第 34号	S55. 8～ H 7. 3
③	成田第一	組合	935,340	6,020	S53. 8.15	決定	60.2	千葉県告示第653号	S55. 9～ H 4. 3
④	公津東	組合	4,253,000	11,740	S60.10. 4	決定	117.4	千葉県告示第989号	S61. 9～ H11. 3
⑤	久住駅前	組合	1,433,252	3,700	H 3. 3.26	決定	53.6	千葉県告示第331号	H 5. 6～ H22. 3
⑥	公津西	組合	813,100	3,800	H13. 3.30	決定	37.6	成田市告示第 37号	H13. 7～ H23. 1

都市計画決定していない土地区画整理事業

番号	地区名	事業主体	事業費（万円）	計画人口（人）	事業期間	面積(ha)
⑦	土屋	組合	1,173,562	180	H 4.10 ～ H17. 3	37.0
⑧	東和田・寺台	組合	259,256	613	H 6. 3 ～ H11.10	6.1
⑨	土屋宮谷津	組合	80,450	216	H10. 6 ～ H14. 3	2.7
⑩	土屋房谷津	組合	100,800	344	H12. 7 ～ H19.10	3.4
⑪	不動ケ岡	組合	755,500	1,400	R 5.12 ～ R13. 3	23.6

土地区画整理事業箇所図

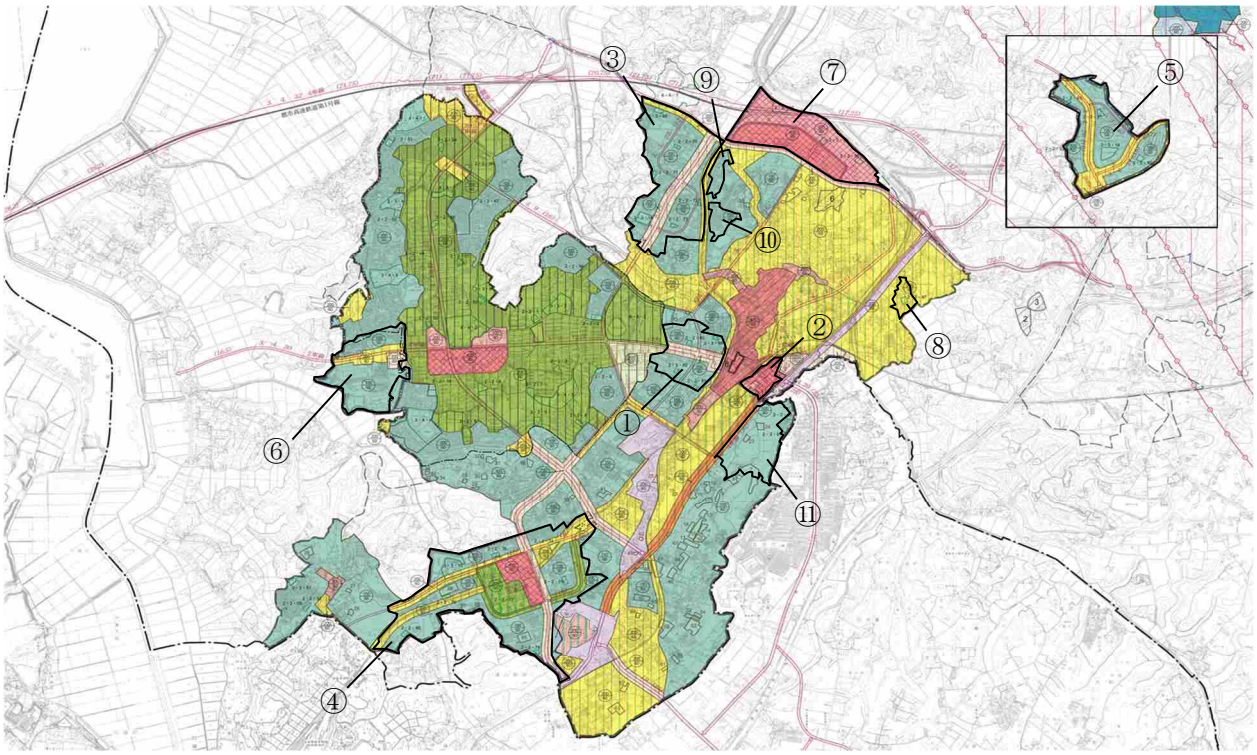

土地区画整理事業の仕組み

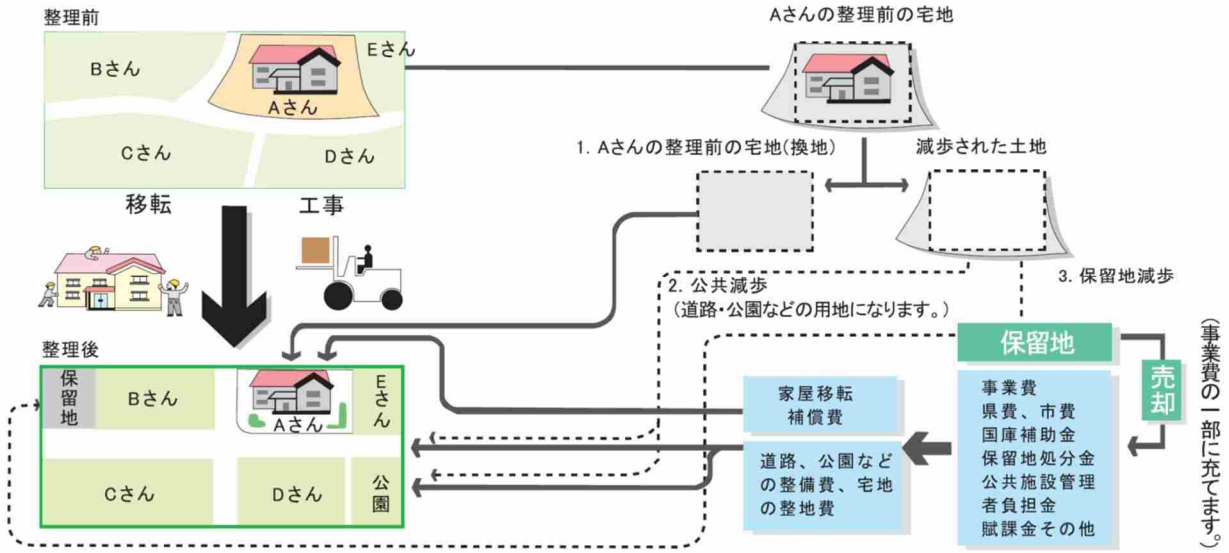

土地区画整理促進区域

土地区画整理促進区域は、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づいて都市計画上位置付けられる区域で、計画的な面開発の遅延化に対処するため、土地所有者等に対して一定期間内に一定の土地利用の実現を義務づけるとともに、特定土地区画整理事業として共同住宅区や集合農地区の設定等の特別の措置を講ずることができます。

名　　称	決　定　年　月　日	面　積	告　示　番　号	備　考
成田第一土地区画整理促進区域	S53. 8.15	60.2ha	成田市告示第 43号	
公津東土地区画整理促進区域	S60. 5.31	117.4ha	成田市告示第 46号	
久住駅前土地区画整理促進区域	H 3. 3.26	53.6ha	成田市告示第 8号	
公津西土地区画整理促進区域	H13. 3.30	37.6ha	成田市告示第 38号	

新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、人口の集中の著しい市街地の周辺地域における住宅市街地の開発事業で、道路や公園等の公共施設や学校や病院、店舗等の公益的施設を計画的に整備し、良好な居住環境の整った住宅地を大規模に供給することを目的に行う事業です。

成田ニュータウンは国際空港の建設に伴い、成田地域での急激な人口増加等に対処するためこの手法が用いられました。昭和43年から昭和62年まで建設事業が行われ、入居開始は昭和47年4月から段階的に実施されました。

事業の名称	施行者	面積	計画人口	事業認定年月日	告示番号
成田地区新住宅市街地開発事業	千葉県	482.8ha	60,000人	S44. 3.26	建設省告示第714号

成田ニュータウン土地利用計画書

土地利用区分	面　積	割　合	備　　考
住宅用地	205.9ha	42.6%	中高層、テラス、独立住宅
センター用地	10.1ha	2.1%	地区センター、近隣センター
医療施設用地	5.1ha	1.1%	病院、診療所
教育施設用地	49.8ha	10.3%	幼稚園、小学校、中学校、高等学校
社会福祉施設用地	5.3ha	1.1%	保育所、コミュニティ施設
供給処理施設用地	3.5ha	0.7%	配水場、調整池
公園緑地用地	93.1ha	19.3%	児童公園、近隣公園、地区公園、緑地
道路用地	94.8ha	19.6%	都市計画道路、幹線道路、緑道
その他用地	15.2ha	3.2%	サービスインダストリー
合計	482.8ha	100%	

工業団地造成事業

工業団地造成事業とは、総合的な計画に基づき区画・開発された一群の工業用地を整備することにより、工業効率の増大、施設の共同化、工場公害の防止、関連環境施設の充実整備等を推進することを目的としています。

この事業は、都市計画事業として施行され、施行者は地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団とされています。成田市では、野毛平工業団地が千葉県により、この手法で施行されました。また、豊住工業団地も同じ千葉県が施行しましたが、事業手法は開発行為で施行されました。

団地名	事業主体	工事期間	全体面積	事業認定年月日	告示番号	分譲状況
野毛平工業団地	千葉県企業庁	S45.11～S49.7	74.3ha	S45. 2.13	千葉県告示第117号	完了
豊住工業団地	千葉県企業庁	S47.11～S50.3	31.6ha	—	—	完了

市街地再開発事業

市街地再開発事業とは、市街地の土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とした事業で、知事の認可を受け都市計画事業として実施されます。

事業にあたっては、都市再開発法によりその内容が定められており、第一種事業と第二種事業に区分されます。

●第一種市街地再開発事業

従前建物所有者や土地所有者等の権利を、原則として等価で、新しくできる再開発ビルの床に関する権利に置き換えるもので、権利変換方式と呼ばれています。

事業費は、原則として施設建築物の一部（保留床）を処分して捻出します。

●第二種市街地再開発事業

重要な公共施設（道路・駅前広場等）を含む区域において、いったん施行区域内の建物、土地等を施行者が買収又は収用して再開発ビルを建設するものです。

買収又は収用された人が希望すれば、その代償に代えて再開発ビルの床が取得できます。

成田市の市街地再開発事業

事業の名称	施行者	決定年月日	面積	告示番号	事業期間	備　　考
ＪＲ成田駅東口第二種市街地再開発事業	成田市	H21. 9. 8	約1.4ha	成田市告示第174号	H22. 4～H28. 3	完了

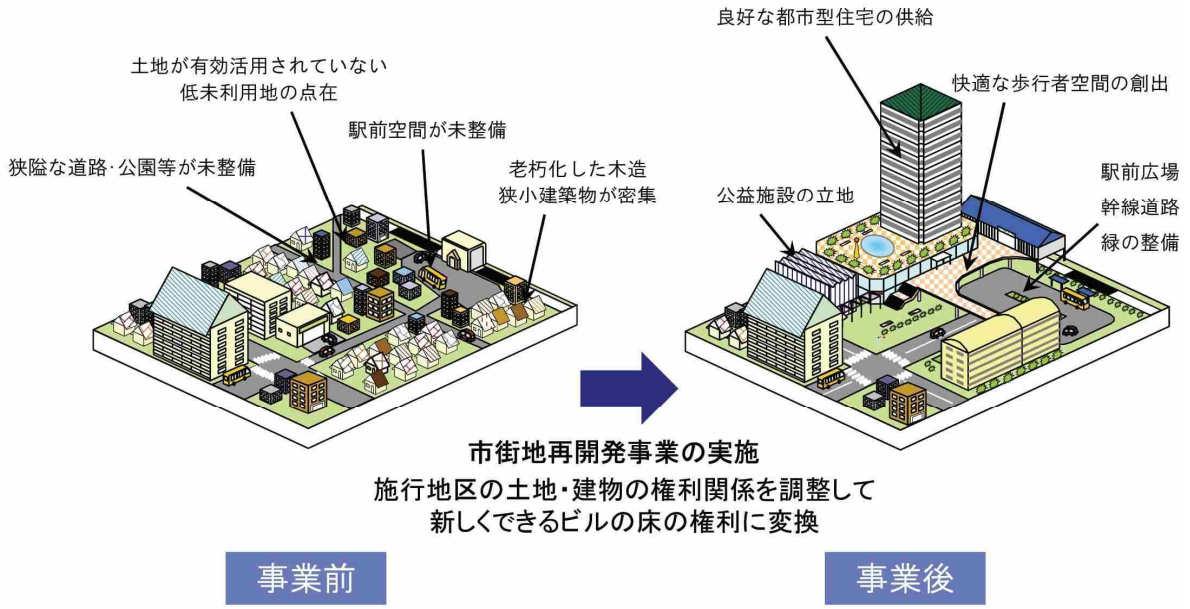

資　料

成田市の都市計画決定一覧表

成田市の都市計画区域面積

種　別	面　積
成田都市計画（富里市・栄町域分を除く）	13,127　ha
下総大栄都市計画	8,257　ha
計	21,384　ha

成田都市計画(富里市・栄町域分を除く)

種　別		面積等	摘　要	種　別	面積等	摘　要
都市計画区域		13,127　ha	旧成田市域	航空機騒音障害防止特別地区	1,385　ha	
市街化区域		2,057　ha		地区計画	349.1 ha	14地区
市街化調整区域		11,070　ha		道路	54.7 km	27路線
用途地域	第一種低層住居専用地域	875　ha		駅前広場	3.04ha	6ヵ所
	第一種中高層住居専用地域	296　ha		都市高速鉄道	6.22km	
	第二種中高層住居専用地域	12　ha		駐車場	0.33ha	1ヵ所
	第一種住居地域	507　ha		公園	102.22ha	71ヵ所
	第二種住居地域	56　ha		墓園	18.5 ha	1ヵ所
	準住居地域	19　ha		公共下水道	2,369　ha	
	近隣商業地域	56　ha		ごみ焼却場	5.01ha	1ヵ所
	商業地域	73　ha		汚物処理場	1.8 ha	1ヵ所
	準工業地域	51　ha		文化会館	3.3 ha	1ヵ所
	工業地域	6.0 ha		市場	9.28ha	1ヵ所
	工業専用地域	106　ha		と畜場	3.3 ha	1ヵ所
高度地区		908　ha		火葬場	1.49ha	1ヵ所
高度利用地区		1.4 ha		土地区画整理事業	298.8 ha	6ヵ所
防火地域		69.6 ha		土地区画整理促進区域	268.8 ha	4ヵ所
準防火地域		27.0 ha		新住宅市街地開発事業	482.8 ha	1ヵ所
生産緑地地区		25.37ha	77地区	工業団地造成事業	74.3 ha	1ヵ所
航空機騒音障害防止地区		2,981　ha		市街地再開発事業	1.4 ha	1ヵ所

下総大栄都市計画

種　別		面積等	摘　要	種　別	面積等	摘　要
都市計画区域		8,257　ha		航空機騒音障害防止地区	622　ha	
用途地域	第一種低層住居専用地域	42　ha		航空機騒音障害防止特別地区	241　ha	
	第一種住居地域	154　ha		地区計画	20.2 ha	1地区
	準住居地域	9　ha		道路	17.7 km	8路線
	近隣商業地域	2　ha		駅前広場	0.24ha	1ヵ所
	工業地域	27　ha				
	工業専用地域	35　ha				

都市計画の決定権者

都市計画の内容			市町村	県
都市計画区域				○
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針				○
準都市計画区域				○
都市再開発方針等	都市再開発の方針			○
	住宅市街地の開発整備の方針			○
	拠点業務市街地の開発整備の方針			○
	防災街区整備方針			○
市街化区域及び市街化調整区域の区域区分				○
地域地区	用途地域		○	
	特別用途地区		○	
	特定用途制限地域		○	
	特例容積率適用地区		○	
	高層住居誘導地区		○	
	高度地区・高度利用地区		○	
	特定街区		○	
	都市再生特別地区			○
	防火地域・準防火地域		○	
	特定防災街区整備地区		○	
	景観地区		○	
	風致地区	面積10ha以上 ※1	○	
		その他	○	
	駐車場整備地区		○	
	臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾		○
		その他	○	
	歴史的風土特別保存地区			○
	緑地保全地域 ※1		○	
	特別緑地保全地区	面積10ha以上 ※1	○	
		その他	○	
		近郊緑地特別保全地区		○
	緑化地域		○	
	流通業務地区			○
	生産緑地地区		○	
	伝統的建造物群保存地区		○	
	航空機騒音障害防止地区			○
	航空機騒音障害防止特別地区			○
促進区域	市街地再開発促進区域		○	
	住宅街区整備促進区域		○	
	土地区画整理促進区域		○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○	
遊休土地転換利用促進地区			○	
被災市街地復興推進地域			○	
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超 ※2	○	
		面積50ha以下	○	
	新住宅市街地開発事業			○
	工業団地造成事業			○
	市街地再開発事業	面積 3ha超 ※2	○	
		面積 3ha以下	○	
	新都市基盤整備事業			○
	住宅街区整備事業	面積20ha超 ※2	○	
		面積20ha以下	○	
	防災街区整備事業	面積 3ha超 ※2	○	
		面積 3ha以下	○	

都市計画の内容			市町村	県
市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域			○
	工業団地造成事業予定区域			○
	新都市基盤整備事業予定区域			○
	一団地の住宅施設予定区域（面積20ha以上）		○	
	一団地の官公庁施設予定区域			○
	流通業務団地予定区域			○
地区計画	地区計画		○	
	防災街区整備地区計画		○	
	歴史的風致維持向上地区計画		○	
	沿道地区計画		○	
	集落地区計画		○	
都市施設	道路	一般国道・都道府県道		○
		自動車専用道路		○
		その他の道路	○	
	都市高速鉄道			○
	駐車場		○	
	自動車ターミナル		○	
	空港	成田国際空港等		○
		その他	○	
	その他の交通施設		○	
	公園・緑地	面積10ha以上 ※3	○	
		その他	○	
	広場・墓園	面積10ha以上 ※3	○	
		その他	○	
	その他の公共空地		○	
	水道	水道用水供給事業		○
		その他	○	
	電気・ガス供給施設		○	
	下水道	公共下水道 排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの		○
		公共下水道 その他	○	
		流域下水道		○
		その他	○	
	汚物処理場・ゴミ焼却場		○	
	産業廃棄物処理施設			○
	地域冷暖房施設等		○	
	河川	一級河川		○
		二級河川（その他）		○
		その他	○	
	運河			○
	その他の水路		○	
	学校・図書館・研究施設・その他の教育文化施設		○	
	病院・保育所・その他の医療施設・社会福祉施設		○	
	市場・と畜場・火葬場		○	
	一団地の住宅施設	2,000戸以上	○	
		2,000戸未満	○	
	一団地の官公庁施設			○
	流通業務団地			○
	電気通信事業用施設		○	
	防風・防火・防水・防雪・防砂及び防潮施設		○	

※1 いずれも２以上の市町村の区域にわたるものを除く
※2 いずれも国・都道府県等が施行するものを除く
※3 いずれも国・都道府県等が設置するものを除く

用途地域における建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
①、②、③、④、⑤、▲、■、◆
面積、階数等の制限あり
建てられない用途

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	田園住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅（①については非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの）		①	①	①	○	○	○	①	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途の制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	①	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のｻｰﾋﾞｽ業務用店舗のみ。2階以下。 ②1に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業のｻｰﾋﾞｽ業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店舗、飲食店を除く。 ⑤農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が、150㎡を超え500㎡以下のもの			②	③	○	○	⑤	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え1,500㎡以下のもの				③	○	○		○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの					○	○		○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え10,000㎡以下のもの						○		○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの									○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○		○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が、150㎡を超え500㎡以下のもの				▲	○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え1,500㎡以下のもの				▲	○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの					○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの						○		○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○		○	○	○	○			▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場					▲	○		○	○	○	○	○		▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲		▲	○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲		▲	○	○	○	▲		▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ等								▲	○	○	○			▲200㎡未満
	キャバレー、料理店、個室付浴場等										○	▲			▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲幼保連携型認定こども園のみ可
	大学、専門学校、専修学校等			○	○	○	○		○	○	○	○			
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○		○	○	○	○			
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所					▲	○		○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	自動車車庫（附属自動車車庫を除く）			▲	▲	▲	▲		○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下　2階以下
	附属自動車車庫（①,②,③については、自動車車庫部分を除いた建築物の延べ面積以下かつ備考欄に記載の制限）	①	①	②	②	③	③	①	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下　1階以下 ② 3,000㎡以下　2階以下 ③ 2階以下
		※一団地の敷地内について、別に制限あり													
	倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○		○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	■	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下 ■地域内又は周辺地域で生産された農産物を原材料とするもののみ可
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	◆	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下 ◆農産物の生産・処理等に関わるもののみ可
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	
	自動車修理工場					①	①		②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下 ③300㎡以下　原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設				①	②	○		○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下　2階以下 ②3,000㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が少ない施設									○	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量がやや多い施設											○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が多い施設												○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

（※本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限についてのものではありません。）

成田市の都市計画のあゆみ

年月日	主な都市計画等の内容	備　考
T 8. 4. 5	旧・都市計画法の制定(大正9年施行)	
S23.12.23	成田都市計画区域の指定 (旧成田町)	
S25. 5.24	建築基準法の制定	
S29. 3.31	1町6村の合併により、市制を施行。成田都市計画区域の指定(旧成田市全域)	
S29. 5.20	土地区画整理法の制定	
S30.12.26	都市計画街路の決定	
S31. 4.20	都市公園法の制定	
S31. 9.22	成田市都市計画税条例の制定	
S32. 5.16	駐車場法の制定	
S32. 3.20	と畜場の設置許可	
S33. 4.24	下水道法の制定	
S36.11. 7	宅地造成等規制法の制定	
S41. 3.28	都市計画審議会設置条例の制定	
S41. 5.17	首都圏整備審議会で、成田市が首都圏近郊整備地帯に指定	
S41. 7. 4	新東京国際空港の設置が閣議決定	
S43. 6.15	現・都市計画法の制定(昭和44年6月施行)	
S43.11. 1	都市計画道路の決定(京成成田駅東口線ほか10路線)	
S43.12. 1	宅地造成工事規制区域(1820ha)指定	
S43.12.25	都市計画公園の決定(大谷津運動公園ほか2公園)	
S43.12.28	用途地域の決定(旧・用途地域　4区分)	
S43.12.28	ごみ焼却場の決定(成田市清掃場)約20ha	
S44. 3.26	成田地区新住宅市街地開発事業の認定(成田ニュータウン)482.8ha	
S44. 4.11	用途地域の変更(旧・用途地域　4区分)	
S44. 4.14	都市計画道路の変更	
S44. 4.14	都市計画公園の決定(赤坂公園ほか7公園)	
S44.12.16	土地収用法に基づく成田空港の事業認定の告示	
S44.12.26	土地区画整理事業の決定(成田駅西口地区)	
S45. 2. 6	下水道の都市計画決定(当初決定区域1,489ha)	
S45. 2.13	工業団地造成事業の認定(野毛平工業団地)	
S45. 2.17	ごみ焼却場の変更(成田ごみ焼却場の追加)約1.1ha	
S45. 2.17	汚物処理場の決定(旧・成田汚物処理場)約0.66ha	
S45. 7. 4	都市公園条例の制定	
S45. 7.31	市街化区域と市街化調整区域の決定	
S45. 7.31	用途地域の変更(旧・用途地域　4区分)	
S45.11.27	火葬場の決定(旧・成田火葬場)	
S46. 1. 8	都市計画公園の決定(外小代公園)	
S46. 1. 8	用途地域の変更(旧・用途地域　4区分)	
S46. 4.13	暫定卸売市場の建築許可(建築基準法第54条ただし書)	
S47. 3.28	旧・市場の決定(並木町地先の成田市公営青果市場)	
S47. 3.30	下水道条例の制定	
S47. 4. 1	成田ニュータウンへの入居開始	
S48. 3.10	並木町地先の成田市公営青果市場の廃止	
S48. 3.10	飯仲地先の成田市公設地方卸売市場(約9.0ha)の決定	
S48. 7.31	用途地域の決定(旧・用途地域　8区分)	
S48. 7.31	高度地区の決定(第1種高度地区716.1ha　第2種高度地区160.1ha)	
S48. 7.31	防火地域(13.4ha)及び準防火地域(27.9ha)の決定	
S48. 7.31	都市計画公園の決定(石橋台公園ほか1公園)	
S48. 7.31	文化会館の決定(成田国際文化会館)約3.8ha	
S48. 9. 1	都市緑地保全法の制定	
S49. 3. 4	と畜場の決定(印旛と畜総合食肉センター)約1.7ha	
S49. 3. 5	都市計画道路の変更(番号変更のみ)	
S49. 6. 1	国土利用計画法の制定	
S49. 6. 1	生産緑地法の制定	
S49. 6. 8	都市計画公園の決定(池田公園ほか3公園)	
S49.12.25	墓園の決定(和泉公園)約5.8ha	
S50. 7.15	土地区画整理事業の変更(成田駅西口地区)	
S50.10. 7	都市計画公園の決定(郷部公園ほか3公園)	
S51. 3.10	ごみ焼却場の決定(いずみ清掃工場)成田市塵芥焼却場約1.5ha	

年月日	主な都市計画等の内容	備　考
S52. 3.18	都市計画道路の決定(国鉄成田駅前線)	
S52.11.29	成田都市計画区域に印旛郡栄町を編入	
S53. 5.20	成田空港の開港	
S53. 6.21	市場の変更(飯仲地先の成田市公設地方卸売市場)約9.0ha→約9.6ha	
S53. 7.11	土地区画整理事業の決定(京成成田駅東口地区)	
S53. 7.11	都市計画道路の変更	
S53. 7.11	都市計画道路の決定(苅分線ほか1路線)	
S53. 8.15	市街化区域と市街化調整区域の変更(第１回変更)	
S53. 8.15	用途地域の変更(旧・用途地域　8区分)	
S53. 8.15	高度地区の変更(第1種高度地区725.9ha　第2種高度地区160.1ha)	
S53. 8.15	土地区画整理促進区域の決定(成田第一地区)	
S53. 8.15	土地区画整理事業の決定(成田第一地区)	
S53. 8.15	都市計画道路の決定(浅間大谷津線)	
S54. 2. 8	と畜場の変更(約1.7ha→約3.3ha)	
S54. 7. 6	成田市都市計画区域に印旛郡富里町を編入	
S54. 7. 6	都市計画道路の決定(成田・七栄線)	
S57.11.22	成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針の決定	
S58. 8.21	都市計画公園の決定(長原第一公園ほか11公園)	
S59.10. 5	ごみ処理場の決定(成田リサイクルセンター)約0.7ha	
S59.10. 5	ごみ焼却場の廃止(成田ごみ焼却場)、いずみ清掃工場の名称変更	
S59.10. 9	都市計画公園の決定(さぎ山第一公園ほか4公園)	
S60. 3.12	駐車場の決定(成田駅西口自転車駐車場)0.33ha	
S60. 5.31	市街化区域と市街化調整区域の変更(第2回変更)	
S60. 5.31	用途地域の変更(旧・用途地域　8区分)	
S60. 5.31	高度地区の変更(第1種高度地区725.9ha　第2種高度地区117.8ha)	
S60. 5.31	防火地域(13.4ha)及び準防火地域(28.4ha)の変更	
S60. 5.31	土地区画整理促進区域の決定(公津東地区)	
S60. 5.31	都市計画道路の決定(富里I.C線ほか2路線)	
S60. 8.22	都市計画公園の決定(新山公園ほか2公園)	
S60.10. 4	土地区画整理事業の決定(公津東地区)	
S60.10. 4	汚物処理場の決定(成田クリーンヒル追加)約1.8ha	
S62. 2.27	市場の変更(飯仲地先の成田市公設地方卸売市場)約9.6ha→約7.2ha	
S63. 3.24	地域住宅計画(HOPE計画)推進協議会設置条例の制定	
S63. 9.30	成田市地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定	
H元. 3.14	都市計画公園の決定(浅間公園ほか13公園)	
H 2. 3. 9	旧・汚物処理場の廃止(旧・成田汚物処理場)、成田クリーンヒルの名称変更	
H 2. 3. 9	火葬場の廃止(旧・成田火葬場)	
H 2. 3. 9	火葬場の決定(富士見斎苑)	
H 2. 3.16	都市計画公園の決定(坂田ヶ池総合公園)	
H 2. 7.20	用途地域の変更(旧・用途地域　8区分)	
H 2. 7.20	高度地区の変更(第1種高度地区725.9ha　第2種高度地区110.5ha)	
H 2. 7.20	防火地域(20.7ha)及び準防火地域(28.4ha)の変更	
H 2. 7.20	地区計画の決定 (京成成田駅東口地区)	
H 3. 3.26	市街化区域と市街化調整区域の変更(第3回変更)	
H 3. 3.26	用途地域の変更(旧・用途地域　8区分)	
H 3. 3.26	土地区画整理促進区域の決定(久住駅前地区)	
H 3. 3.26	土地区画整理事業の決定(久住駅前地区)	
H 3. 3.26	行政区域の変更に伴い、規定の都市計画区域の一部を変更	
H 3. 3.26	都市計画道路の決定	
H 3. 3.26	都市計画道路の決定(久住駅前線ほか4路線)	
H 4. 5. 8	都市計画公園の決定(南囲護台公園ほか3公園)	
H 4. 8.28	用途地域の変更(旧・用途地域　8区分)	
H 4. 8.28	高度地区の変更(第1種高度地区753.7ha　第2種高度地区123.8ha)	
H 4. 8.28	防火地域(28.9ha)及び準防火地域(28.4ha)の変更	
H 4. 8.28	地区計画の決定 (公津東地区)	
H 4.11.24	生産緑地地区の決定	
H 5. 6.25	地区計画の変更 (京成成田駅東口地区)	
H 5. 6.25	地区計画の変更 (公津東地区)	
H 5.11.26	地区計画の決定 (橋賀台2丁目地区)	
H 8. 4. 1	用途地域の決定(現・用途地域　12区分)	
H 8. 4. 1	高度地区の変更(第1種高度地区753.0ha　第2種高度地区123.8ha)	

年月日	主な都市計画等の内容	備　考
H 9. 1.17	地区計画の変更（京成成田駅東口地区）	
H 9. 1.17	地区計画の変更（公津東地区）	
H 9. 1.17	地区計画の変更（橋賀台2丁目地区）	
H 9. 3.31	成田市建築協定条例制定(条例第19号)	
H 9. 3.31	成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年条例第20号)	
H 9. 4. 4	生産緑地地区の廃止及び変更(総計88地区・約30.83ha)	
H 9. 3	成田市都市基本計画決定	
H 9.12.26	用途地域の変更(久住駅前地区53.6ha)	
H 9.12.26	高度地区の変更(第1種高度地区769.7ha　第2種高度地区123.8ha)	
H 9.12.26	地区計画の決定（久住駅前地区）	
H10.12. 1	用途地域の変更(土屋地区39.3ha)	
H10.12. 1	防火地域(68.2ha)及び準防火地域(28.4ha)の変更(土屋地区39.3haに防火地域を指定)	
H10.12. 1	地区計画の決定（土屋地区）	
H10.12. 1	生産緑地地区の追加変更(総計88地区・約30.83ha→総計90地区・約31.24ha)	
H11. 9.10	都市計画公園の決定(久住近隣公園他9公園)	
H11.12.24	地区計画の変更（京成成田駅東口地区）	
H11.12.24	地区計画の変更（公津東地区）	
H11.12.24	地区計画の変更（久住駅前地区）	
H11.12.24	地区計画の変更（土屋地区）	
H12. 3.31	成田市都市計画審議会設置条例廃止(昭和41年条例第7号)	
H12. 3.31	成田市都市計画審議会設置条例制定(条例第15号)	
H12. 6.20	成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針の変更	
H12. 7. 7	ごみ処理場の廃止(旧・成田市リサイクルセンター)	
H13. 3. 9	クラシード公津の杜時季の街建築協定認可	
H13. 3.30	市街化区域と市街化調整区域の変更(第４回変更)	
H13. 3.30	用途地域の変更(飯仲地区・公津西地区・玉造6丁目地区等49.2ha)	
H13. 3.30	都市計画道路の決定(赤坂台方線)	
H13. 3.30	地区計画の決定（玉造6丁目地区）	
H13. 3.30	高度地区の変更(第1種高度地区765.1ha　第2種高度地区123.8ha)	
H13. 3.30	土地区画整理促進区域の決定(公津西地区)	
H13. 3.30	土地区画整理事業の決定(公津西地区)	
H13. 3.30	行政区域界の変更に伴う都市計画区域の変更	
H13. 5.11	航空機騒音障害防止地区(約2,216ha)及び航空機騒音障害防止特別地区(約1,007ha)の決定	
H13. 5.11	都市計画区域の指定(約3,200ha　下総町の全域)	下総都市計画
H13. 5.11	用途地域の決定(約82.6ha)	下総都市計画
H13. 5.11	都市計画道路の決定(猿山西大須賀線、滑河駅前線)	下総都市計画
H13. 5.11	都市計画道路の決定(和田フレンドリーパーク下総線)	下総都市計画
H13. 5.11	航空機騒音障害防止地区の決定(約107ha)	下総都市計画
H13. 5.11	建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定	下総都市計画
H13. 5.11	都市計画区域の指定(約5,057ha　大栄町の全域)	大栄都市計画
H13. 5.11	用途地域の決定(約166ha)	大栄都市計画
H13. 5.11	都市計画道路の決定(大栄国道51号線)	大栄都市計画
H13. 5.11	都市計画道路の決定(津富浦成井線、稲荷山線)	大栄都市計画
H13. 5.11	航空機騒音障害防止地区の決定(約1ha)	大栄都市計画
H14. 6. 7	クラシード成田第３建築協定認可	
H15. 1.10	用途地域の変更(建築基準法改正による変更。)	
H15. 9.26	生産緑地地区の変更(総計90地区・31.24ha→総計89地区・31.03ha)	
H15.11.18	和泉公園の変更(いずみ聖地公園へ名称変更。敷地面積約5.8ha→約18.5ha)	
H16. 2. 3	用途地域の指定のない区域内(市街化調整区域)における建築形態規制の決定（千葉県）	
H16. 2. 3	白地地域建築形態規制指定	下総都市計画
H16. 2.10	下総都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	下総都市計画
H16. 2.10	大栄都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	大栄都市計画
H16. 3.16	成田都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定	
H16. 3.16	区域区分の変更決定(都市計画法改正による決定のやりなおし→特に変更はなし)	
H16. 5. 1	用途地域の指定のない区域内(市街化調整区域)における建築形態規制の施行	
H16. 6.11	生産緑地地区の変更(総計89地区・31.03ha→総計88地区・29.76ha)	
H16. 6.18	景観緑三法の制定	
H16. 7. 2	駐車場法施行令の改正	
H17. 3. 4	用途地域の変更(公津西地区34ha)	
H17. 3. 4	高度地区の変更(第1種高度地区約772ha　第2種高度地区約124ha)	
H17. 3. 4	地区計画の決定（公津西地区）	

年月日	主な都市計画等の内容	備　考
H17. 3. 4	景観緑三法全面施行	
H17.10. 7	用途地域の変更（大栄物流団地地区）	
H17.10. 7	地区計画の決定（大栄物流団地地区）	大栄都市計画
H17.12.27	都市高速鉄道の決定(成田新高速鉄道)	
H17.12.27	都市計画道路の変更（北千葉道路線の追加、ﾆｭｰﾀｳﾝ中央線・大株線・51号線の変更）	
H17.12.27	都市計画公園の変更(大谷津運動公園の一部を変更)	
H18. 3.27	成田市、下総町、大栄町の１市２町が合併し、新「成田市」が誕生	
H18. 5.31	都市計画法改正	
H18.11.21	生産緑地地区の変更(総計88地区・29.76ha→総計87地区・29.54ha)	
H19. 2.20	成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針の変更	
H19. 2.23	成田都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（第5回変更）	
H19. 2.23	区域区分の変更（第5回変更）	
H19. 2.23	都市再開発の方針の変更	
H19. 2.23	用途地域の変更（第5回変更）	
H19. 2.23	都市計画道路の変更　（第5回変更）	
H19. 2.23	高度地区の変更（第5回変更）	
H19. 2.23	地区計画の決定（成田ニュータウン北駅南口地区）	
H19. 8. 1	土屋房谷津区画整理事業の換地処分の公告	
H19. 8. 2	土屋房谷津区画整理施行区域内の住所変更→土屋××番地	
H19.12.28	航空機騒音障害防止地区(約2,533ha)及び航空機騒音障害防止特別地区(約1,157ha)の変更	
H19.12.28	成田都市計画区域の変更（芝山町の行政界変更による変更）	
H19.12.28	区域区分の変更（芝山町の行政界変更による変更）	
H19.12.28	航空機騒音障害防止地区(約234ha)及び航空機騒音障害防止特別地区(約18ha)の変更	下総都市計画
H19.12.28	航空機騒音障害防止地区(約15ha)及び航空機騒音障害防止特別地区(約1ha)の変更	大栄都市計画
H20. 1.18	都市計画道路の変更（首都圏中央連絡自動車道）	大栄都市計画
H20. 1.29	市場の変更（公設地方卸売市場の区域の一部変更）	
H20. 2.12	都市計画道路の変更（都計道3･4･32北千葉道路線の変更）	
H20. 9.19	下水道の変更（成田ﾆｭｰﾀｳﾝ北駅周辺の追加）	
H20.12.	成田市都市計画マスタープラン（2008）公表	
H21. 1.27	ごみ焼却場の変更（名称：成田市・富里市清掃工場　約50,100㎡　能力212ｔ）	
H21. 3.10	地区計画の変更（大栄物流団地地区）	大栄都市計画
H21. 9. 8	成田都市計画第二種市街地再開発事業の決定	
H21. 9. 8	高度利用地区の決定	
H21. 9. 8	防火地域及び準防火地域の変更	
H21.12.18	地区計画の変更(名称変更：成田湯川駅南口)	
H21.12.18	生産緑地地区の変更(総計87地区・29.54ha→総計87地区・29.54ha)	
H22. 4.28	成田都市計画第二種市街地再開発事業の公告	
H22. 9.10	都市計画公園の変更(大谷津運動公園の一部を変更)	
H22. 9.10	生産緑地地区の変更(総計87地区・29.54ha→総計85地区・28.99ha)	
H23. 1.14	地区計画の決定（東町・花崎町地区）	
H23. 3. 4	成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針の変更	
H23. 8. 2	都市計画法改正	
H23.11.11	航空機騒音障害防止地区(約2,829ha)及び航空機騒音障害防止特別地区(約1,258ha)の変更	
H23.11.11	航空機騒音障害防止地区(約17ha)及び航空機騒音障害防止特別地区(約1.5ha)の変更	大栄都市計画
H24.12. 7	地区計画の決定（中台3丁目地区）	
H25. 2.22	生産緑地地区の変更告示(総計85地区・28.99ha→総計84地区・28.13ha)	
H25. 3. 1	高度地区の変更（成田ニュータウン地区に最高高さ20ｍ・31ｍの設定）	
H25. 3. 8	下水道の変更（飯仲地区13ha、宗吾地区3ha追加）	
H25. 3.29	市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準策定	
H25.12. 6	生産緑地地区の変更告示(総計84地区・28.13ha→総計82地区・27.58ha)	
H26. 2.14	クラシード成田第５建築協定認可	
H26. 2.28	地区計画の変更（京成成田駅東口地区、公津東地区）	
H27. 4.17	教育文化施設（成田国際文化会館）の変更告示（区域面積 3.8ha→3.3ha）	
H27. 7. 8	市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準改定	
H27. 8.18	生産緑地地区の変更告示(総計82地区・27.58ha→総計81地区・27.46ha)	
H28. 3. 4	成田都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（第6回変更）	
H28. 3. 4	区域区分の変更（第6回変更）　人口フレームのみ変更（面積の変更なし）	
H28. 3. 4	都市再開発の方針の変更	
H28. 3. 4	用途地域の変更	
H28. 3. 4	高度地区の変更(第一種高度地区約777ha　第二種高度地区約124ha)	
H28. 3. 4	都市計画道路（3・3・5号中台線）の変更	
H28. 3.30	成田都市計画第二種市街地再開発事業の工事完了公告	

年月日	主な都市計画等の内容	備　考
H28. 6.23	市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準改定	
H28. 6.23	地区計画の変更（大栄物流団地地区）	大栄都市計画
H28.12. 2	地区計画の決定（大学医学部附属病院地区）	
H29. 3. 8	成田市都市計画マスタープラン（2017）公表	
H29. 3.30	成田市立地適正化計画（都市機能誘導区域編）公表	
H29. 7.27	市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画運用基準改定	
H29. 9.22	都市計画道路（3・3・19号富里インターチェンジ線）の変更	
H29. 9.22	用途地域の変更（3・3・19号富里インターチェンジ線の変更に伴う変更）	
H29. 9.22	高度地区の変更（3・3・19号富里インターチェンジ線の変更に伴う変更）	
H29.10.27	地区計画の変更（大学医学部附属病院地区）	
H30. 2.27	都市計画市場の変更（天神峰地先に成田市公設地方卸売市場を追加）約9.3ha	
H30. 2.27	用途地域の変更（美郷台小学校共同調理場の整備に係る変更）	
H30. 2.27	地区計画の決定（美郷台小学校地区）	
H30. 3.30	成田市立地適正化計画公表	
H30. 9. 7	生産緑地地区の変更(総計81地区・27.46ha→総計79地区・26.26ha)	
H30.11.16	地区計画の決定（久住第二小学校跡地地区）	
H30.12.18	成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針の変更	
H31. 4. 5	地区計画の決定（小菅地区）	
R 2. 4. 1	航空機騒音障害防止地区(約2,981ha)及び航空機騒音障害防止特別地区(約1,385ha)の変更	
R 2. 4. 1	航空機騒音障害防止地区(約605ha)及び航空機騒音障害防止特別地区(約239ha)の変更	下総都市計画
R 2. 4. 1	航空機騒音障害防止地区(約17ha)及び航空機騒音障害防止特別地区(約1.6ha)の変更	大栄都市計画
R 2. 9.18	生産緑地地区の変更（総計79地区・26.26ha→総計77地区・25.42ha）	
R 3. 8.31	成田都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（第7回変更）	
R 3. 8.31	都市計画区域の変更（下総都市計画区域と大栄都市計画区域の統合・8,257ha）	下総大栄都市計画
R 3. 8.31	下総大栄都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（第1回変更）	下総大栄都市計画
R 3. 8.31	航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更（都市計画区域名称の変更）	下総大栄都市計画
R 3. 8.31	都市計画道路の変更（首都圏中央連絡自動車道1号線　他4路線）（都市計画区域名称の変更）	下総大栄都市計画
R 3. 8.31	用途地域の変更（都市計画区域名称の変更）	下総大栄都市計画
R 3. 8.31	都市計画道路の変更（和田フレンドリーパーク下総線　他2路線）（都市計画区域名称の変更）	下総大栄都市計画
R 3. 8.31	地区計画の変更（大栄物流団地地区）（都市計画区域名称の変更）	下総大栄都市計画
R 5. 3. 1	成田市都市計画マスタープラン（2023）公表	
R 5. 3. 7	成田市立地適正化計画（2023）公表	
R 5. 3.	市街化調整区域における土地利用方針改定	
R 5. 3.24	生産緑地地区の変更（総計77地区・25.42ha→総計77地区・25.37ha）	
R 5. 7.28	都市計画市場の変更（飯仲地先の成田市公設地方卸売市場を廃止）約7.2ha	
R 5. 7.28	用途地域の変更（飯仲地先の成田市公設地方卸売市場の廃止に伴う変更）	
R 5. 7.28	高度地区の変更（飯仲地先の成田市公設地方卸売市場の廃止に伴う変更）	

成田市の都市計画

発　　行　成田市
編　　集　都市部　都市計画課
〒286－8585　成田市花崎町760番地
TEL　0476－20－1560
発 行 日　令和6年4月
登録番号　成都計　24-002

古紙パルプ配合率100％再生紙を使用